市立函館博物館

研　究　紀　要

第１７号

2007

市立函館博物館

研　究　紀　要

第１７号

２００７

序

ここに『市立函館博物館研究紀要』第17号を刊行いたします。

本号は、本館古文書講座の参加者、駒井麗子氏による「択捉漁業と駒井漁場」と、國學院大學大学院生藤田征史氏による「立川遺跡第Ⅰ地点出土資料の分析」、当館学芸係長佐藤理夫による「北海道初のライラックの行方」の３題を掲載いたしました。

駒井麗子氏による「択捉漁業と駒井漁場」は、当館所蔵の「西澤文書」と「酒谷家文書」の整理・解読の中から、明治・大正期にかけて函館に本拠を置いた、近江商人の末裔達の活躍に光をあてています。江戸時代後期から続く択捉漁業は、古くから行われてきた北洋漁業の中心的な存在で、その基地となった函館の経済と深いつながりを持っております。文書に登場する初代駒井弥兵衛が択捉島の「駒井漁場」の開拓に力を注ぎ、好・不漁を乗り越えて運送業や牧場の経営に進出してゆく姿には当時の函館経済人の逞しさを知ることができます。

藤田征史氏による「立川遺跡第Ⅰ地点出土資料の分析」は、当館所蔵の北海道旧石器文化を代表する資料として知られている「立川遺跡出土資料」をテーマに、詳細な観察と分析を行い、現在の知見をもとに出土遺物全体としての位置付けと考察を試みています。

また、佐藤理夫学芸係長執筆の「北海道初のライラックの行方」は、現在の私たち北海道人にとって、俳句の季語や街の花として、とてもなじみ深いライラックの過去と現在について考察した興味深い一編です。この植物が海を渡って日本に根付いた経緯と今日の現状は、函館や北海道でのみ知ることのできない物語といえます。

結びになりますが、当研究紀要の発行にあたりご協力を頂戴した関係各位には深謝致しますとともに、今後ともご指導等賜りますようお願い申し上げます。

平成１９年３月３１日

市立函館博物館長
長谷部　一弘

目　次

序

北海道初のライラックの行方

佐藤理夫・・・・・・・・・・　1

立川遺跡第Ｉ地点出土資料の分析

藤田征史・・・・・・・・・・１３

択捉漁業と駒井漁場

駒井麗子・・・・・・・・・・２５

北海道初のライラックの行方（ゆくえ）

佐藤理夫

はじめに

ムラサキハシドイと聞かれて、直ぐに何の植物かを思い当たる人は何人いるだろう。しかし、ライラック、リラと言えば、真っ先にその植物を思い浮かぶことができるであろう。それほどライラックは市民にとって身近な植物である。実は、「ライラック(Lilac、*Syringa vulgaris* L.)は英語名で、仏名はリラ（Lila)、和名はムラサキハシドイ」[1] である。ムラサキハシドイという名は、「日本の自生種のハシドイ」[2]からとったとされている。

ライラックと言えば、札幌が直ぐ頭に浮かぶかもしれない。そう思われても仕方ないほどに、札幌市内のあちらこちらにライラックが見受けられる。これはこの木が「札幌市の木」と言われる由縁であろう。昭和 34 年から毎年「ライラックまつり」が盛大に行われ、昭和 35 年には「札幌の木」に選ばれるほど[4]、札幌市民にとってはなじみ深い植物である。

しかし、函館でも、函館山の麓にある坂に街路樹としてライラックが植えられているし、よく見ると住宅の庭に植えられているところも多く見受けられる。街路樹がいつから植えられたかという記録はないのだが、函館市内も意外にライラックが多いことに気づく。

さて、日本に初めて持ち込まれたのはどこか知っているだろうか。ライラックは、「日本には明治中期に渡来」[2]といわれている。じつは、この「日本には明治中期に渡来」したライラックとは北海道に持ち込まれたものである。さらに、「北海道への渡来は二つのルートが知られている。」[1] 一つはアメリカから、一つはイギリスからである。ここではこの二つのライラックの渡来ルートの過去と現在について考えてみたい。

北星学園のライラック

『北星学園百年史 通史篇、1990』[5]中で、『花とともに四十年』（石田文三郎著）の文章を引用し、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園（以下北大植物園）のライラックについて、次のように述べている。

> 「現在北大植物園内に十数本のライラックの老木が立ち並んでいるが、その前には次のような表示がしてある。このライラックは、1890（明23）年頃、サラ・スミス女史（北星学園の前身・スミス女学校の創始者）が故郷アメリカから携えてきた苗木から育てられたものです。北星学園に植えられた母樹は現存していませんので、今では、北海道で一番古く大きい株になりました。この株からさらに多くの木が育てられ札幌のあちこちに分けられています。この木は当初、温室付近に植えられていました。その後、この場所に移植されましたが、その際、運搬に使ったソリが植え穴から引き出せなかったので、そのまま埋めこまれたと伝えられています。」

つまり、札幌では、北星学園の前身であるスミス女学校に明治 23（1890）年に植えられたライラックが最も古いというのである。さらに、「北星学園に植えられた母樹は現存していない」ので、北海道では、植物園にあるライラックが「北海道で一番古く大きい株」だというのである。

さらに、北大植物園前のライラックは「非常に古く、明治初年、宮部先生が函館に在住してい

た外人宣教師から苗を貰い受け、温室横に植えたものを…中略…移植したもの」と述べている。ここで言う「宮部先生」とは、当時の北海道大学教授植物学者の宮部金吾氏と思われる。

では、この外人宣教師は誰であろう。再び、『北星学園百年史 通史篇、1990』[5]によると、

> 「明治初年には未だ宮部金吾は来道していなかったし、植物学者になってから函館の外国人宣教師と懇意にしていた、という記述は彼の書き残したものにはない。つまり、〈明治初年〉とか〈函館〉というのは、何かの間違いであるにしても、宮部が外国人宣教師からライラックの苗をもらったという点については、スミスのライラックもち帰り説を裏づける資料になるだろう。」

この記述の中で言うように、〈明治初年〉に宮部金吾がもらい受けたのかは不明であるため、時期については不確かなところはあるが、「〈函館〉に在住していた外国人宣教師」は、スミス氏を指していると思われる。ところで現在、このライラックの株が北星学園にないのは、「第二次世界大戦中に〈敵国の木〉として伐られてしまった」[1]ためである。

サラ・クララ・スミス

スミス氏の足跡の概略については、『北星学園百年史 通史篇、1990』[5]や『女学校物語、さっぽろ文庫 35』[6]を参考に、北星学園の前身のスミス女学校開設の頃までを以下に記載するが、以後の経歴や、詳細については当該誌を参照していただきたい。

スミス氏（サラ・クララ・スミス、1851 ～ 1947）は嘉永４（1851）年３月 28 日にニューヨーク州エルマイラ市近郊で生まれる。明治７（1874）年にエルマイラ市の学校に勤務した。日本には、明治 13（1880）年８月 18 日に長老教会婦人伝道局から派遣され、９月１日に東京の新栄女学校の教師として着任した。長老教会としては、スミス氏に対して教師というより宣教師としての役割を強く望んでいたようである。

まもなくスミス氏は健康を害したため、明治 16（1883）年に新栄女学校を辞め、北海道に渡り、札幌で数ヶ月を過ごした。さらに、函館に移り、明治 19（1886）年まで滞在することになった。本人は、生まれ育った故郷のエルマイラと同緯度にある札幌での生活を希望し、そこでの病気療養と宣教、教育を行うことを望んでいたようである。健康を回復した後、「これから、女子教育の普及に従事しよう」と決意したが、彼女自身で、そのことを決定するには、うら若き女性であることと、本国の伝道協会の許しを得ることが難しかったのか、当分の間は、函館で様子を見ることになったようである。

明治 20（1887）年に札幌に設立された北海道尋常師範学校のお雇い英語教師として、札幌へ移住する。さらに、北海道庁から無償貸与された建物でスミス女学校（初代校長スミス）を開校する。

明治 22（1889）年に一時、本国に帰り、翌年の明治 23 年に札幌に戻ってきた。この時の帰国は、健康上の理由による本国伝道教会からの帰国命令であったようである。そしてこの時「スミス氏はアメリカ東海岸のニューヨーク州から 1890 年（明治 23 年）にライラックを持ち帰った」とされている。

函館公園のライラック

昭和 31 年 9 月 23 日付けの北海道新聞に「函館公園に　再びゆかりのライラック」[7]という見出しの記事が載った。

> 「21日の昼下がり市立函館図書館の正面に１本のライラックが植えられ元木館長や館員たちがスコップを手にその根にしっかりと土をかけていた。このささやかな１本のライラックの木にはこんなうれしい話が秘められていた。」
>
> 『寄贈の子木植える　三島さんの行為で果たしたユ夫人の意志』
>
> 「市民の〝いこいの庭〟函館公園は明治十二年十一月三日に誕生してことしは七十七周年、喜の寿を迎え、多彩な開園記念行事が開催されることになっており、関係者がその準備計画を練っている。
>
> 計画の一つに開園当時英国領事リチャード・ユースデン夫人が記念に図書館前に西洋クルミとライラックの苗を植え、公園の美化に大いに貢献したが、この当時をしのぶお礼の意味でユースデン氏の子孫を開園記念日に招待しようというプランもあるが、この夫人が植えた二本の苗はその後、領事が帰国後美しい心を一本の幹に受けついでみごとに生長、枝１杯に広がる緑に葉、季節に咲く花は公園に遊ぶ市民から愛され親しまれ、明治二十二年には初代渡辺孝平、渡辺熊四郎両氏が渡英し、生長したライラックの木を撮影した写真をみやげにロンドンのユースデン氏を訪ねたところ夫妻は
>
> 〝住みよい日本の街函館のことは一生忘れない。木はいつまでも大事に育ててほしい〟と大いによろこんだというエピソードも残っていた。ところが一昨年〈昭和29年〉秋の十五号台風はこの愛情のこもる思い出のライラックを無惨にもなぎ倒し、このため木は枯れ死してしまった。
>
> 元木館長は公園開園七十七周年の記念日を前にライラックの死をとても残念がっていたが、たまたま話を聞いた函館市谷地頭町二三、漁業三島義賢（堅）氏（六五）が〝そのライラックがうちの庭にある〟とかなり生長した同家のライラックを紹介、〝記念のものだから私有すべきでなく公園にお返ししよう〟と快く公園にその木を寄付提供したものである。
>
> 三島氏がもっていたこの木はまだ図書館前のライラックが元気だった昭和七年ごろ、根元から子が出ているのを見つけ故岡田図書館長の了解のもとにその一本を記念にわけてもらい、自宅の庭に植え苦心して育ててきたものである。三島氏から思いがけなく寄贈されたライラックの木を前に図書館では
>
> 〝これでユースデン夫人の志を全うできてまことにうれしい。せっかく来てくれるユースデンの子孫の方にもこれで面目が立つ。大事に育てたい〟と喜んでいた。」

さらに、昭和 34 年 5 月 29 日付けの北海道新聞にも「身代わりライラック　三島さん　市立図書館に贈る」（関連図版参照）[8]という見出しの本道最初のライラックに関する記事が載った。

> 「市立図書館前のライラックは函館公園ができた際記念に植えられたゆかり深いものが、今年になってからついに枯れてしまい市民をガッカリさせていたところ、同じ株から生長したライラックが身代わりに贈られ、関係者を喜ばせている。
>
> このライラックは、明治十二年十一月三日、函館公園開園の時、同公園を作るため努力した当時のアメリカ領事夫人リチャード・ユースデンさんが記念樹として二株植えたもの。その後四十年あまり毎年春には薄

> 紫の花を咲かせ、訪れる市民の目を楽しませていたがことしになってから一株がついに枯れてしまった。ところが函館市谷地頭町二三、水産加工三島義堅さん（六七）が、昭和十年に市の了解をえて次第にふえたこのライラックを数本譲り受けており、図書館前のが枯れたのを聞き〈それでは身代わりに私のを贈りましょう〉とこのほど自宅の庭から五本持ってきて移植した。おかげで記念のライラックも絶やすことなくすんで、関係者は大喜び、これを機会に〈ユースデン夫人記念樹〉の看板を立てることになった。」

以上の記事は年数的に４年の違いがあり、どちらもユースデン（関連図版参照）が植えたライラックと書かれており混乱するところもあるが、多分、昭和 31 年に義堅氏の自宅から株を移植したが、それも昭和34年に枯れたため、再度の移植になったのではないかと思われる。

これらの記事の中で、明治 12 年の函館公園（現住所：函館市青柳町）開園の際に、当時のイギリス領事であるリチャード・ユースデンの夫人（関連図版参照）が２株ライラックの苗を開園の記念樹として植樹したと記載されている。この２株のライラックは函館公園の開園式に際し、ユースデン夫人が本国から取り寄せたもので、ほかに西洋クルミ〈旧市立函館図書館本館前に現存するのは２代目[9][10][11]〉の苗も植樹した[12][13]（関連図版参照）。

リチャード・ユースデン（1830 ～？）は文久元（1861）年にイギリス領事代理として最初に函館にやってきた。この時は、数ヶ月で函館を去ることになるが、さらに慶応３（1867）年～明治４（1871）年、明治６（1873）年～明治 14（1881）年と領事代理、領事、代弁領事を勤めた[14][15]。

記事の中で「図書館前」とあるが、当時はまだ図書館（明治 42 年には私立函館図書館として、昭和３年には市立函館図書館として開設）はなく、開園後ではあるが、「協同館」が建ち、後に入舟町から私立函館図書館が移ってくることになる[16]。

函館公園の開設

明治 12（1879）年に函館山の麓、山頂から見ると東南に位置する場所に函館公園が開園した。この公園の開設については、1997 年市立函館博物館特別展図録「函館の明治維新」[17]には次のように書かれている。

> 「公園開設の動きは明治６（1873）年の太政官布告がきっかけとなっています。函館において公園開設が本格的に動き出したのは明治11（1878）年頃からです。
>
> 公園開設に当たり民間からの私有地の提供、造成の際には各町からの住民参加、また開拓使からは休日の勤労奉仕、といった具合に官民あげての公園造成が行われ…　後略」

では、太政官布告とはどういうものかというと、

> 「三府ヲ始、人民輻輳ノ地ニシテ、古来ノ勝区名人ノ旧跡等、是迄群集遊観ノ場所東京ニ於イテハ金龍山浅草寺、東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於イテハ八坂社、清水ノ境内、嵐山ノ類、総テ社寺境内除地域ハ公有地ノ類、従前高外除地ニ属セル分ハ、永ク万人偕楽ノ地トシ、公園ト可被相定ニ付、右地所ヲ択ヒ、其景況巨細取調、図面相添大蔵省へ可伺出事」　（「太政官日誌」『維新日誌』）[16]

つまり、これは、社寺境内など「古来の勝区名人の旧跡」で「是までも群集遊観の場所」とな

っていた場所のうち主なものを「公園」とするものだった[16]。

太政官布告がきっかけとなり開設された公園は、東京では上野公園（寛永寺境内）、浅草公園（浅草寺境内）、芝公園（増上寺境内）で、既に庶民の憩い集う場所となっているところを指定したもので[16]、新たに整備のする必要のない場所であった。しかし、函館はといえば、公園に指定できる場所がないため、〈何もないところから出発〉だったわけである。

明治７年の時点では、まだ「公園」になる土地が決まっておらず、私有地化の増加により、土地の確保が難しくなりつつあった。このため、

> 「谷地頭にある官有地の御用畑（幕末頃から松、杉等の苗木を栽培しいた場所で、面積は約８５００坪）と、その周囲の平坦な地を〈公園地〉に定めてもらいたい意向を伝えている。」
>
> （「函館公園の開設」『函館市史 通説編第二巻』）[16]

このように、官が土地を確保しようとしたいきさつはあるものの、私有地の問題も絡み、前進のきっかけにはならなかった。なぜなら、「公園」とはどういうものかがよく分からないまま、自分の財産を提供することなど、そう簡単にはできない相談であったろう。

函館と同じように〈何もないところから出発〉といえる横浜や神戸は、どうだったのだろう。

横浜や神戸では居留外国人が多かったため、太政官布告にかかわらず、政府としては「公園」整備の要請に応える必要性に迫られた[16][17]。これに対し、居留外国人が少なかった函館では、政府は積極的に公園を造成する必要性に欠け、その意欲に乏しかったであろう。また、公園とはどういうものか、理解することが難しかったことも容易に想像できる。

しかし、この事に不満を持っていた居留外国人が居たとしても不思議ではない。中でも当時のイギリス領事であるユースデンは、「病院は病人に必要、公園は健康体の養成所」との考えから、〈憩いの場所〉として〈公園〉が有効であることを、当時の函館の有力者である渡辺熊四郎などに説明し、自らも資金の提供を行い、夫人は樹木の苗の提供ばかりでなく草花の栽培指導も行い、夫婦協力して公園開設実現のための協力を惜しまなかった[12][13][16]。

ユースデンは親日家として知られるが、「豆コンシロ」、つまり、「豆〈身体が小さな〉コンシロ〈コンシェル＝領事〉」というあだ名をつけられ親しまれていた[15]。といったように、好意を持って受入れられていたことがうかがえる。

さらに夫人といえば、公園の造成以外でも、「遊郭で働く女性のための技術指導および学業の場として明治 11 年に蓬莱町に開設された〈女紅場〉」で西洋式の洗濯法を教え、また鶴岡学校の設立に際しても貢献している[15][18][19]。とにかく、ユースデンとその夫人は地元にとけ込んでいる様子がうかがえる。

これらのことも、領事の話に函館の有力者が耳を傾けた要因ではなかったかと思われる。

北海道初のライラック

札幌の人々は、北海道に最初に持ち込まれたライラックは、札幌市の北星学園に開学者のスミス氏がアメリカから持ち帰った〈株〉と思っているふしがあったようだ。

しかし、函館では、ユースデン夫人が函館公園に持ち込んだ２株のライラックであり、〈スミス株〉より 10 年ほど早いことになる。つまり、イギリス領事であるリチャード・ユースデンの夫人がこのライラックの株をイギリス本国から取り寄せたものが最も古いことになる。

ところで、スミス氏はユースデン夫妻が離函してから２年後の明治16年から明治20年まで函館に滞在しているため、どちらも接触する機会はない。スミス氏が函館に居住していた頃の主な学校は、函館山麓の元町界隈にあり、函館公園からはそう遠くないところにあった。『北星学園百年史 通史篇、1990』[5]によれば、スミス氏は「植物好き」でしたから、函館公園などにも足を伸ばしていたであろうし、きっとバラやユースデン夫人が持ち込んだライラックや西洋クルミを目にしたことであろう。

ライラックは東欧のバルカン半島原産の栽培種で、ユーラシア大陸と北アメリカ大陸の比較的高緯度地方に植栽されており、北アメリカ大陸へは、ヨーロッパからの移住者が持ち込んだとされている[1][3]。

つまり、イギリスにもアメリカにも普通に分布する植物である。このため、ライラックを目にすることで、故郷に思いをはせたことは容易に想像ができる。

そう考えると、一時アメリカに帰国し、戻ってきた時に、〈函館で過ごした３年間で印象に残ったであろうライラック〉を、アメリカから持ち帰ってきたのではないか。そう思うのは私だけだろうか。

〈ユースデンゆかりのライラック〉の行方（ゆくえ）

〈ユースデンが植えた一株〉も、「身代わりのライラック」も今は植栽場所に見あたらない。これらも枯れてしまったのである。

そのいきさつについては『由緒ある函館のライラック』[20]に詳しい。

> 「三島義堅の庭には、寄贈したライラックの外に２本のヒコバエが残っていた。昭和55年、花園町13-41に転居した私（三島清吉）の庭に移植し、その由来を説明した上で、守り育てて欲しいと私に頼んだのである。」

さらに、この中で、

> 「狭い庭ではいかにも窮屈な状態であり、由緒あるライラックの子孫であるし、もっと広々とした場所で育てたい気持ちから、〈歴史的な意義を理解してくれる公共機関に譲って保護してもらいたい。〉との呼び掛けに、北海道立工業技術センターが名乗りをあげ、昭和62年６月４日に移植寄贈が実現した。」

と述べている。

つまり、〈ユースデンゆかりのライラック〉は細々とであるが、三島清吉氏（以下清吉氏、北海道大学名誉教授）の庭に生き残っていたのである。しかし、残念なことに、この記述にある清吉氏の庭にあったライラックは「平成 16 年に枯れた」[21]ため、唯一残っているのは、北海道立工業技術センター（以下工業技術センター）に残る〈ユースデンゆかりのライラック〉であった。

昭和 62 年 10 月 1 日付けの北海道新聞の記事を見ると、「本道最古の“子孫”寄贈　ライラック、工業技術センターに」[22]という見出しで、

> 「本道最古のライラックの“子供”の木の寄贈が１日、函館市桔梗町の道立工業技術センター前庭で行わ

> れた。
>
> ライラックを贈ったのは同市花園町十三の元北大水産学部教授三島清吉さん（63）。ライラックの“父”にあたる原木は、明治十二年（一八七九）年、函館公園開園記念と、当時の駐函館英領事夫人が植えたもので本道へライラックが植えられたのはこれが初めて。原木は昭和二十九年の洞爺丸台風で倒れ、枯れてしまったが、同七年に三島さんの義父、故義堅さんが原木の根株を自宅に移し育ててきた。長く保存できる場所の移植を希望していた三島さんに、同センターが名乗りを上げ寄贈が実現した。三島さんは職員らの手で移植されるライラックを見つめながら〈函館の財産として、末永く保存して下さい〉と話していた。」

というものだった。

筆者は、工業技術センターに残る〈ユースデンゆかりのライラック〉の存在を知り、５～６年前から観察を続けていた。この時、すでに、工業技術センターの職員はその存在も経過も忘れた状態で心配をしていた。心配が現実のものとなってきたのは平成 15 年からである。年々花序〈茎や枝についた花の集まり〉は少なくなっていたが、それが、開花する花びらを捜すのにも苦労する状態となっていた。「移植の際、ライラックの根が、レンギョウの根と切り離せない状態であったため、そのまま移植した」[20]ことが原因だったようだ。平成 17 年には幹や枝が枯れ始め、枯死が現実のものとなってきていた。筆者はこのことを清吉氏に報告し、北海道林業試験場函館支場に相談を持ちかけようとしていた矢先、元北海道大学水産学部職員の鵜沼ワカ氏から次のような話がもたらされた[23]。

> 「函館植物研究会会長の宗像和彦氏から、前北海道自然保護協会会長の俵浩三氏が〈ユースデンゆかりのライラック〉に関する文章（これは「明治の文明開化を伝える函館公園」、『モーリーNo.12』）を書くにあたり、この〈ライラック〉の 情報提供を依頼された。そこで、鵜沼氏が懇意にしている清吉氏にお願いしたところ、著者が工業技術センターの〈ユースデンゆかりのライラック〉を観察しており、この〈ライラック〉が枯れ死寸前であることを聞かされたこと。
>
> さらに、現在のこの〈ライラック〉の保存を図るため鵜沼氏と共に、清吉氏、宗像氏、元北海道立林業試験場道南支場長で樹木医の斉藤晶氏、工業技術センター長の米田義昭氏に函館住宅都市施設公社の本谷章氏と函館市土木部緑化推進課の田畑智美氏が加わり、保存・育成するための方法を話し合っている。」

というものである。

同様な話については田畑氏からも連絡が入った[24]。

函館公園は行政と市民が関わる中で、公園が造築され開園し、そこに〈ユースデンゆかりのライラック〉が植樹されたのだが、さらに、また〈ユースデンゆかりのライラック〉の子孫を残し、種の保存を図るために行政と市民が手を組むというのも、函館公園ができた当時を思い起こさせる出来事のように思われる。

現在、工業技術センターにある〈ユースデンゆかりのライラック〉の子孫とその株（ヒコバエ）は（関連図版参照）、「（由緒ある）母木の蘇生と共に種の保存」を図るため、斉藤　晶氏の手により育成されている[23][24][25]。

函館公園が平成 18 年 1 月 26 日に国の「名勝地」に登録された事も何か運命的なモノを感じる。

将来的には、この〈ユースデンゆかりのライラック〉が再び函館公園の〈ゆかりの地〉に移植され、保存木として末永く見守られることを願わずにいられない。

おわりに

筆者が、ライラックに関わるきっかけは、元北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーションの船越三朗氏に「ライラック観測網」へのお誘いを受けたことによる。メーリングリストに加わることで、身近なライラックの開花情報を既定のマニュアルに従い観察し記録したことを報告し、データを共有することで、北海道の季節の温度変化を追求しようというものである。これは、気象庁が行っている〈生物季節〉のライラック版と考えても良いかもしれない。

この「ライラック観測網」に参加して気付いたことは、札幌の市民の多くが、北海道に、いや日本にライラックが入ってきた場所が札幌であると思っていることであった。

さらに、函館市民のどれだけの人が〈ユースデンのライラック〉について知っているかも気になってきた。

そのことが、この文章をまとめることにつながったと思う。

この文章をまとめるにあたり、船越氏には、「ライラック観測網」加わった当時から、「〈ユースデンゆかりのライラック〉を早くまとめるように」と背中を押して頂き、多くの助言を頂いた。三島清吉氏には〈ユースデンゆかりのライラック〉のその後について教えて頂いた。前函館山観察指導員の木村マサ子氏には、三島義堅氏の自宅の場所やライラックの行方についての情報を提供頂いた。鵜沼ワカ氏と田畑智美氏には、工業技術センターの〈ユースデンゆかりのライラック〉の保存の話し合いから実際の手立てまでの情報を頂いた。この他多くの方からご指導、ご協力をいただいたので、紙面をお借りしお礼を申上げる。

（市立函館博物館学芸係長）

引用文献

（１）船越三朗（2002）ライラック観察と植物季節．北海道生物教育会誌，24，16-21
（２）植物文化研究会・雅麗（1996）図説花と樹の大事典．柏書房株式会社，東京
（３）船越三朗（2005）ライラック観測網．北海道大学同窓会誌
（４）札幌市教育委員会編（1986）　札幌の樹々．さっぽろ文庫，38，札幌市
（５）百年史刊行委員会（1990）北星学園百年史 通説篇．学校法人北星学園，札幌
（６）札幌市教育委員会編（1985）　女学校物語．さっぽろ文庫，35，札幌
（７）「北海道新聞」昭和31年９月23日付
（８）「北海道新聞」昭和34年５月29日付
（９）「北海道新聞」昭和45年５月28日付
（１０）「北海道新聞」昭和45年６月30日付
（１１）「北海道新聞」昭和51年４月27日付
（１２）俵　浩三（2005）明治の文明開化を伝える函館公園．モーリー，12，20-22
（１３）俵　浩三（1979）北海道の自然保護：その歴史と思想．北海道大学図書刊行会，札幌
（１４）清水　恵　（1990）外国人の居留．函館市史 通説編，2，1425-1426，函館市
（１５）岡田健蔵（1956）「豆コンシロ」リチャードユースデン．函館百珍ト函館史實，昭和31年12月，自家版
（１６）渡辺道子　（1990）函館公園の開設．函館市史 通説編，2，1425-1426，函館市
（１７）市立函館博物館編（1997）1997 特別展 「函館の明治維新」．市立函館博物館
（１８）辻 喜久子（1990）西洋洗濯伝習所．函館市史 通説編，2，1425-1426，函館市
（１９）辻　喜久子（1984）ユースデン夫人と西洋式洗濯術伝習所．市史余話，10，市政はこだて，函館市
（２０）三島清吉（2005）由緒ある函館のライラック．Oshimanography，12，44-46
（２１）三島清吉（2005）私信
（２２）「北海道新聞」昭和62年10月１日付
（２３）鵜沼ワカ（2005）私信
（２４）田畑智美（2005）私信
（２５）斉藤　晶（2005）由緒あるライラックの継承と子孫種苗の育成保存記録．自家版

1．イギリス領事リチャード・ユースデン

2．ユースデン夫人

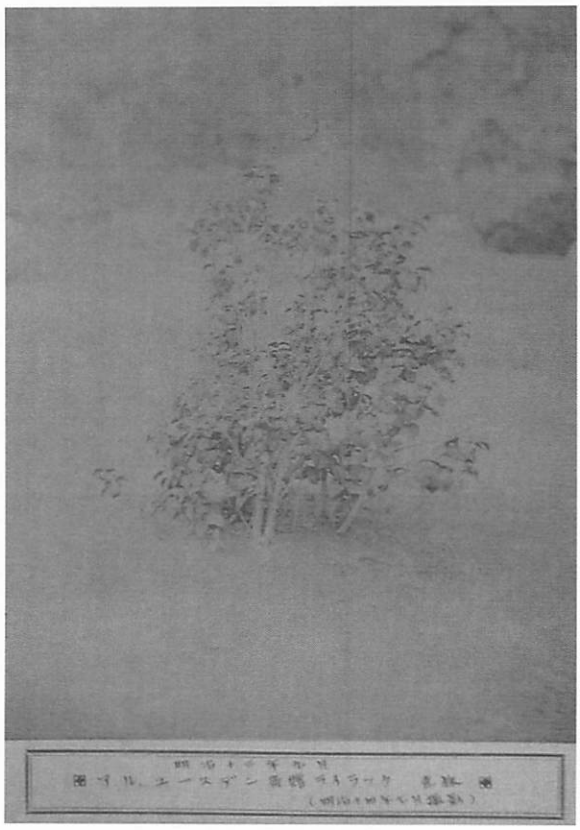

3．ライラック株（明治14年7月撮影）

身代りライラック

三島さん　市立図書館に贈る

市立函館図書館のライラックは、[illegible]

4．身代わりライラック

昭和34年５月29日付け北海道新聞記事

5．ユースデンゆかりのライラック

道立工業技術センター前庭　平成18年６月５日現在

関連図版

写真１から４は函館市中央図書館蔵

関連年表

※○内の数字は月　隣の数字は日
ユースデンとスミスの事項は左づめで記載

年号／項目	リチャード・ユースデン（1830～？）と夫人		サラ・クララ・スミス（1851～1947）
	函館（箱館）および近郊		札　　幌
1851			③28ニューヨーク州エルマイラ市近郊に生まれる
1852			
1853			
1854		④15ペリーが函館に来航⑧30プチャーチン乗艦、箱館に入港	
1855			
1856			
丁巳 1857 安政4年		④ライスをのせたアメリカ捕鯨船、箱館に入津 箱館奉行、亀田村に五稜郭の築造に着手	
戊午 1858 安政5年		⑨ロシア領事ゴスケヴィッチ来箱	
己未 1859 安政6年		④オランダ軍艦バーリー、箱館に入る ⑤ロシアの東部シベリア総督ムラヴィヨフ、軍艦に乗じて箱館に来航 ⑧イギリス総領事オールコックスと箱館駐在イギリス領事ホジソン、箱館に着く 領事館として称名寺が貸与 ロシア領事ゴスケヴィッチ、箱館に病院を計画	
庚申 1860 安政7年 ③万延元年		⑧箱館駐在イギリス領事ホジソン去箱 ⑨箱館駐在アメリカ領事ライス、病気のため帰国 英国商人ジョン・ウィル、箱館に来る ⑨マキシモヴィッチ箱館周辺の植物採集し、須川長之助これを助ける ロシア領事館の隣にハリストス聖堂を建立	
辛酉 1861 万延2年 ②文久元年	函館	③ユースデン領事代理として着任 ⑥ロシアの司祭ニコライ来箱 イギリス人ブラキストン来箱　10月まで滞在	ア メ
壬戌 1862 文久2年		③箱館駐在イギリス領事ワイス着任 ④ライス、アメリカより再度来箱	リ
癸亥 1863 文久3年		③弁天岬砲台竣工 ⑧箱館のハリストス聖堂、ビザンチン様式で竣工	カ
甲子 1864 文久4年 ②元治元年		⑥五稜郭竣工	
乙丑 1865 元治2年 ④慶応元年		⑨イギリス公使パークス来箱 ⑨⑩イギリス領事館員の森村・落部村アイヌ墓地発掘事件	
丙寅 1866 慶応2年		①18杉浦誠、箱館奉行となる。（最後の奉行）/23箱館駐在イギリス領事兼オランダ領事ワイス、後任のガワーに事務引継 ②イギリス公使パークス、アイヌ人骨採掘の3人を処刑した旨を幕府に報告	
丁卯 1867 慶応3年		⑦ユースデン領事代理として着任	
戊辰 1868 慶応4年 ⑨明治元年		①ユースデン領事となる ④箱館奉行所設置　箱館ハリストス正教会創立 閏④箱館奉行所を箱館府に改める ブラキストン自宅で気象観測を行う（明治5年中止）	
己巳 1869 明治2年	函館	④榎本軍、四稜郭を急造 ⑤榎本軍降伏し、五稜郭の戦いが終わり戊辰戦争終結 ⑥初代渡辺熊四郎大町に洋品小間物店開業 ⑨旧箱館裁判所を開拓使出張所と改称。箱館を改めて函館とする	③28エルマイラのフリーアカデミーを卒業、その後、フランス、ドイツに留学
庚午 1870 明治3年		②五稜郭で製氷された「函館氷」横浜に移出 閏⑩東京の開拓使本庁を廃止し、函館出張所を本庁とする	（⑤黒田清隆開拓次官に任ぜられる）
辛未 1871 明治4年		⑪蓬莱町に山ノ上町の遊郭を移す	⑥札幌を開拓使本府と定め、函館と根室を出張開拓使庁を置く
壬申 1872 明治5年		②函館・札幌間の新道開削工事着手 ⑤五稜郭庁舎解体 ⑦新道函館・森間竣工	ニューヨーク州立ブロックポルト師範学校に入学 ア ⑨札幌開拓使庁を札幌本庁と改め、函館・根室・宗谷・浦河・樺太の5庁を置く
癸酉 1873 明治6年		②開拓使、函館・青森間定期航路を開設 「明治六年、谷地頭ニアル官有地若干坪ヲ相シテ公園地トナス」 ⑦代弁領事として着任	メ ⑥札幌までの新道完成
甲戌 1874 明治7年	函館	①函館裁判所設置（開拓使函館支庁内） ⑧旧秋田藩士田崎秀親、谷地頭においてドイツ代弁領事ハーバーを殺害 M・C・ハリス来函　メソジスト函館教会を創建	リ エルマイラ市の第4ジョージ・M・デーブン学校に勤務 カ （⑧黒田清隆第3代開拓長官に任ぜられる）

関連年表

※○内の数字は月　隣の数字は日
ユースデンとスミスの事項は左づめで記載

年号／項目	リチャード・ユースデン（1830～？）と夫人		サラ・クララ・スミス（1851～1947）	
	函館（箱館）および近郊		札　　幌	
乙亥 1875 明治8年	函館	④官立小学校の会所学校を開設 ⑥谷地頭の山腹に碧血碑を建てる ⑧ブラキストン商社発行の証券通用を禁止		
丙子 1876 明治9年		②官立小学教科伝習所を会所学校内に開く ⑦天皇函館に巡幸　⑨函館裁判所は函館地方裁判所と改称 ⑦イギリス領事館前に〈WELCOME〉の北海道最初の〈アーチ〉の門を作り、天皇を迎え、夫人は花束を献上	アメリカ	
丁丑 1877 明治10年		⑤ジョン・バチェラー、キリスト教伝道のため函館に来る ⑫平田文右衛門・渡辺熊四郎ら、貧困者子弟のため私立鶴岡学校を設立（1929年閉鎖）私立鶴岡学校に維持員として尽力		
戊寅 1878 明治11年		①北溟社北海道最初の新聞「函館新聞」創刊③「…公園ノ義ハ各国共ニ官民協定ノモノニシテ、其費用概ネ人民ノ寄付ニ出テ、園中取締等ノ義専ラ官ノ保護ニ係ル趣ニ有之」④公園の地所を拡張するため、隣接する民有地の買い上げが始まる⑤蓬莱町に官立「女紅場」を設立		
己卯 1879 明治12年		③ユースデン夫人「女紅場」の責任者に西洋洗濯法を教える ⑤函館公園内に開拓使仮博物場開館 ⑪函館公園開園式 **夫人函館公園にイギリス本国から取寄せたライラック2株と西洋クルミを植える**		札幌の人口3千人　函館の人口2万8千人 （「学制」を廃止し教育令を制定　函館公園完成）
庚辰 1880 明治13年		①「西洋洗濯伝習所」開所 夫人による洗濯指導が始まる ④函館校園内に協同館を新築 ⑩ユースデンと夫人は函館を離れ、イギリス本国に帰国 ⑩官立小学教科伝習所を函館師範学校と改称		（教育令を改正） ⑧1アメリカ長老教会婦人伝道局から派遣され日本に出発 ⑨1新栄女学校の教師として着任
辛巳 1881 明治14年		①「西洋洗濯伝習所」閉鎖 成果は「女紅場」に引き継がれる	東京	
壬午 1882 明治15年		②遺愛女学校開設 ③函館県庁を元町一番地元開拓使支庁に開設 ④公立弥生小学校落成		②開拓使を廃止して三県を設置
癸未 1883 明治16年		函館の戸数8千2百戸　人口4万1千人 ⑤私立函館商船学校を県立とし、函館県立商船学校と改称 ⑩アメリカ函館領事館を閉鎖⑪県立函館師範学校附属小学校に仮幼稚園を付設 ⑫日本基督一致函館教会創立	札幌	札幌の戸数4千6百戸　人口1万8千人 ⑤県立札幌仮師範学校を札幌県師範学校に改称。 ⑧1病気療養のため新栄女学校長を辞職北海道に渡り、札幌に数ヶ月滞在その後、函館に移住伝道のかたわら英語・家事・聖書を教える
甲申 1884 明治17年		⑧函館公園に博物場第2号館開設 ⑨区立函館病院を県立に改める		⑦札幌博物場、札幌農学校に転管
乙酉 1885 明治18年		③函館師範学校内に函館女子女学校を設置（⑫師範学校に合併）	函館	
丙戌 1886 明治19年		①聖保禄女学校（現白百合学校）開校式 ③函館・根室に支庁を置く ⑦コレラ、函館に発生して各地に蔓延 ⑨札幌・函館の師範学校を廃止／函館商業学校を官設とする		①三県一局を廃し札幌に北海道庁を設置（初代長官岩村通俊） ②札幌農学校、北海道庁に移管 ⑨札幌区に北海道師範学校を設置 ⑫北海道尋常師範学校の英語教師として任用される
丁亥 1887 明治20年			札幌	①12北海道尋常師範学校に着任／15師範学校官舎の旧厩舎を改造した教室で授業を開始（生徒7名） ⑧北海道庁から新築校舎を無償貸与、スミス女学校開業式を挙行（生徒46名、初代校長スミス）
戊子 1888 明治21年				（黒田清隆内閣成立）
己丑 1889 明治22年			アメリカ	③31北海道尋常師範学校英語教師に任期満了 （大日本帝国憲法発布） ⑧1一時、アメリカへ帰国 10/1新「小学校令」公布　10/30「教育に関する勅語」発布
庚寅 1890 明治23年				⑩1アメリカから帰札〈アメリカから持ち帰ったとされる〉ライラックの苗木を学校内に移植
辛卯 1891 明治24年			札幌	
壬辰 1892 明治25年				宮部金吾初代園長がスミスからライラックの苗を貰い受け北大植物園に移植

＜参考文献＞

函館市総務部『目で見る函館のうつりかわり』 市史編さん事務局
百年史刊行委員会（1990）北星学園百年史 通説篇. 学校法人北星学園, 札幌
俵　浩三（2005）明治の文明開化を伝える函館公園. モーリー, 12, 20-22.
俵　浩三（1979）北海道の自然保護：その歴史と思想. 北海道大学図書刊行会, 札幌
清水　恵（1990）外国人の居留. 函館市史 通説編, 2, 1425-1426, 函館市
岡田健蔵（1956）「豆コンシロ」リチャードユースデン. 函館百珍 函館史寶 昭和31年12月
渡辺道子（1990）函館公園の開設. 函館市史 通説編, 2, 1425-1426, 函館市
辻　喜久子（1990）西洋洗濯伝習所. 函館市史 通説編, 2, 1425-1426, 函館市
辻　喜久子（1984）ユースデン夫人と西洋式洗濯術伝習所. 市史余話10, 市政はこだて

立川遺跡第Ⅰ地点出土資料の分析

藤田征史

はじめに

立川遺跡は北海道旧石器時代研究の初期(1958・1959年)に発掘された遺跡であり、4箇所の調査区からは有舌尖頭器・細石刃／細石刃核・大形の石刃を特徴とする旧石器時代終末期の石器群が出土している。各地点の新旧関係について幾つかの意見がある。調査者の吉崎昌一氏は主体となる石器製品の違いから各石器群を異なる時期に位置づけた(吉崎 1960・1978)。対して石刃の存在を根拠に各地点をまとめる考えがある(木村 1967、畑 1980)。また、千歳市周辺の層位的出土事例から蘭越型細石刃核を伴う石器群と忍路子型細石刃核を伴う石器群とを新旧に分離する視点もある(寺崎 1999 ほか)。寺崎の意見にしたがえば両細石刃核の出土している立川遺跡第Ⅰ地点は異なる時期の混在として捉えられよう。

本稿では第Ⅰ地点石器群が複数に細分される可能性を考慮し、肉眼観察による母岩分類を基準とした石器構成を検討した。さらに石刃製作の特徴を分析し、母岩分類との関係を調べた。

1．遺跡と出土資料の概要

立川遺跡は北海道磯谷郡蘭越町の昆布川左岸段丘上に残された遺跡である（第 1 図)。表面採集時の遺物の散布状況を手がかりに調査区が設定され、4 地点(第Ⅰ－Ⅳ地点)から石器がまとまって出土した。出土点数は第Ⅰ地点 334 点、第Ⅱ地点 197 点、第Ⅲ地点 925 点、第Ⅳ地点 284 点である(函館博物館 1960)。出土資料は函館博物館に保管されている。

分析にあたり注記をもとに資料の所属地点を判断した。報告書と照合した結果、注記は第Ⅰ地点「NⅡⅠ´」、第Ⅱ地点「NⅡⅠ」、第Ⅲ地点「NⅡⅢ」、第Ⅳ地点「NⅡⅡ」、表面採集「NⅡC」であり、この他注記のない資料も確認された。なお、未注記の資料には表面採集やT・P 等と記入された付箋とともにケ

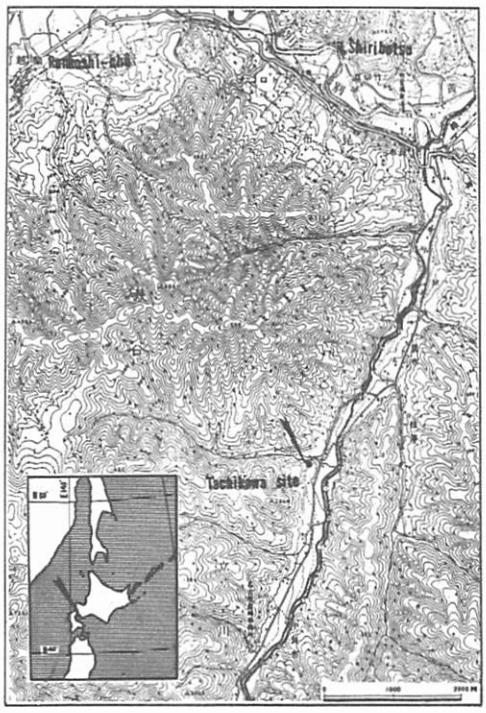

第 1 図　立川遺跡の位置(函館博物館 1960)

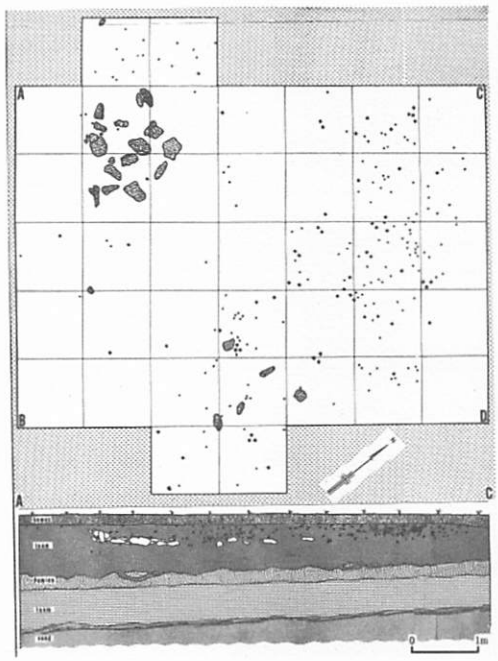

第 2 図　第Ⅰ地点の遺物分布図

(函館博物館 1960・スケール書式改)

ースに収納されているものと全く記録のないものとがある。

今回対象とした第Ⅰ地点の資料の多くは耕作土直下の上部ローム層の上方から出土し、平面的には調査区(39 ㎡)東側の約 5×3m の範囲に大部分の資料が集中して出土しているが北西側にも小規模なまとまりが認められる(第 2 図)。出土位置の記録が報告書に記載された遺物分布図と写真だけであり、資料毎の分布状況は不明である。

2．対象資料と分析方法

第Ⅰ地点出土資料のうち、所在の確認できなかった資料 6 点を除いた 328 点を対象とした。報告書に実測図掲載のある 3 点(報告№55・59・60)とその他 3 点が未確認資料である。所蔵資料の注記№は 303 まであるが、262 点にだけ№が付されており、5 点が注記の剥落により番号不明、61 点が№のない資料であった。対象資料の詳細は第 1・2 表のとおりである。なお両面調整時の剥片は、本体の内反・リップの突出・背面の剥離方向を基準として剥片単体で判断できたものだけを抽出した。

肉眼観察によって岩石学的な石質に分類し、各石質は石器製作の母岩に相当する単位を企図して色調および模様・白色粒子等の有無によって分類する(加藤・鶴丸 1991)。ただし、接合作業を十分に行なっていないので、接合資料に比べて精度に欠ける。さらに、目的とした石刃の大きさを反映している可能性のある長幅厚値と、剥離に先立つ各種調整や打面転位を示す背面構成とを分析し石刃製作作業の把握を試みた。

第1表　第Ⅰ地点出土資料の石器種・石材構成

	頁岩	黒曜石	安山岩	メノウ	緑色凝灰岩	合計点数
細石刃	25	8				33
細石刃核	2	2				4
細石刃核打面形成・再生削片		1				1
小形舟形石器		3				3
掻器	8	1				9
削器	3					3
彫器	4	2		1		7
彫器削片	2					2
錐	1					1
二次加工ある剥片	2					2
裏面末端加工石器		1				1
斧形石器			3			3
石刃	40	4				44
両面調整時の剥片	2	20				22
剥片	64	92	27	2	2	187
砕片	1	2	5			8
礫		1				1
合計点数	154	137	35	3	2	総点数:331
合計重量(g)	994.6	255.3	2042.1	12.7	2.6	総重量:3307.3
		※頁岩製石刃1点と安山岩製斧形石斧2点の重量は未計測				

3．母岩別資料に基づく分析

対象資料は頁岩 30 種、安山岩 8 種、黒曜石 5 種、メノウ 1 種、凝灰岩 1 種の計 45 種の母岩別に分類した。以下では母岩分類毎に石材の特徴と器種をみていく。報告書中で詳細記載済みの資料には同書中の№を付した。また数字のみで資料を示す場合は本稿第 2 表の整理番号を用いている。

①頁岩(第 3 表)―色調・模様・不純物の有無から分類した。なお、地色が一色ではなく、赤みや青みのない灰(明～暗)と白の色調を大きな斑状に共有している資料が認められたので、色調複合資料として分類した。このことから小形の資料については灰色系統と白色系統とに分類した資料が同一の母岩であった可能性が残る。

・赤みがかる灰の地色の資料〔A1；暗灰色や明灰色の小斑模様があり不純物が認められない／A2；模様

第2表　第Ⅰ地点出土資料属性一覧表(1)

整理番号	注記No.	報告No.	重量	種類	石質		状態	接合
1	277		0.1	SP	SH	A1	P	
2	76		2.6	BL	SH	A1	P	
3	89	3	1.2	BL	SH	A1	D	
4	112		9.9	BL	SH	A1	D	
5	21		1.2	FL	SH	A1	D	
6	224		2.3	FL	SH	A1	D	
7	-		0.8	FL	SH	A1	D	
8	269	50	6.8	RF	SH	A2	D	
9	28	44	25.2	BL	SH	A2	D	
10	165		0.6	FL	SH	A2	P	
11	240		1.6	FL	SH	A3	P	
12	276		0.5	FLB	SH	A3	P	
13	252		1.9	FLB	SH	B1a	P	
14	291		1.3	FL	SH	B1a	D	
15	-		0.7	FL	SH	B1a	D	
16	8		0.5	MB	SH	B1b	P	
17	18	26	10.7	ES	SH	B1b	P	
18	65	39	35.1	SS	SH	B1b	P	
19	71	36	2.7	BL	SH	B1b	D	
20	216		1.9	BL	SH	B1b	D	
21	261		2.6	BL	SH	B1b	D	
22	17		1.5	FL	SH	B1b	D	
23	186		7.2	FL	SH	B1b	P	
24	223		3.1	FL	SH	B1b	D	
25	241		0.9	FL	SH	B1b	P	
26	77	4	0.7	MB	SH	B2	D	
27	301		0.1	MB	SH	B2	D	
28	14	28	9.7	ES	SH	B2	D	
29	90		3.7	BL	SH	B2	D	
30	102		1.8	FL	SH	B2	D	
31	107		3.8	FL	SH	B2	D	
32	275		7.2	FL	SH	B2	P	
33	-		0.3	FL	SH	B2	P	
34	13		0.1	MB	SH	B3	D	
35	79	14	6.1	BU	SH	B3	P	
36	299	37	12.6	BL	SH	B3	P	
37	302		0.1	FL	SH	B3	D	
38	-		0.2	CH	SH	B3	D	
39	106		0.4	MB	SH	C1b	D	
40	142		0.2	MB	SH	C1b	D	
41	278		0.2	MB	SH	C1b	D	
42	145	8	29.8	MBC	SH	C1b	P	
43	91	47	33.7	BL	SH	C1b	P	
44	155		4.4	BL	SH	C1b	D	
45	203	49	7.8	BL	SH	C1b	D	
46	60		0.1	FL	SH	C1c	D	
47	115		2.9	FL	SH	C1c	P	
48	166		0.3	FL	SH	C1c	D	
49	23		0.4	FL	SH	C1c	D	
50	-		0.7	FL	SH	C1a	D	
51	38	15	4.1	BU	SH	C2aイ	P	
52	1	42	6.2	BL	SH	C2aア	P	
53	99		6.1	FL	SH	C2aイ	D	
54	116		5.8	FL	SH	C2aイ	D	
55	44		0.2	MB	SH	C2bウ	D	
56	144		0.3	MB	SH	C2bウ	D	
57	148		0.4	MB	SH	C2bア	D	
58	239		0.3	MB	SH	C2bア	D	59
59	257		1.0	MB	SH	C2bア	P	58
60	300		0.3	MB	SH	C2bア	D	
61	不明	1	0.2	MB	SH	C2bウ	D	
62	117		2.8	FL	SH	C2bア	P	
63	26	16	10.4	BU	SH	C2bウ	P	
64	80	27	10.2	ES	SH	C2bウ	P	
65	82	30	21.2	ES	SH	C2bウ	P	
66	170	29	35.0	ES	SH	C2bイ	D	
67	207	19	1.2	RF	SH	C2bウ	P	
68	39	57	17.4	BL	SH	C2bウ	P	
69	41		2.5	BL	SH	C2bウ	D	
70	49		3.3	BL	SH	C2bイ	D	
71	74		0.6	BL	SH	C2bウ	D	
72	96	52	19.5	BL	SH	C2bウ	D	
73	298	32	3.8	BL	SH	C2bイ	P	
74	32		2.2	FL	SH	C2bウ	D	
75	61		2.9	FL	SH	C2bウ	D	
76	73		1.2	FL	SH	C2bイ	D	
77	163		1.6	FL	SH	C2bイ	P	
78	215		3.1	FL	SH	C2bウ	P	
79	251	20	3.2	DR	SH	C3b	P	
80	72		1.6	SS	SH	C3b	D	
81	46	43	5.9	BL	SH	C3b	D	
82	146	53	35.4	BL	SH	C3b	D	
83	171		6.8	BL	SH	C3b	D	
84	264		3.4	BL	SH	C3b	D	
85	219		22.2	BL	SH	C3a	P	
86	40		3.9	FL	SH	C3a	P	87・88
87	213		9.3	FL	SH	C3a	P	86・88
88	-		0.5	FL	SH	C3a	D	86・87
89	51		2.8	FL	SH	C3a	D	
90	58		0.5	FL	SH	C3b	P	
91	101		1.0	FL	SH	C3b	P	
92	266		2.3	FL	SH	C3b	D	
93	281		7.4	FL	SH	C3b	P	
94	282		1.2	FL	SH	C3b	D	
95	11		0.3	MB	SH	C4b	D	
96	87	2	0.3	MB	SH	C4b	D	
97	143		0.2	MB	SH	C4a	D	
98	258		0.3	MB	SH	C4c	D	
99	183	23	16.6	ES	SH	C4b	P	
100	4	21	5.2	BL	SH	C4b	D	
101	92	41	7.0	BL	SH	C4b	D	
102	290	40	9.6	BL	SH	C4b	D	
103	47	46	18.9	BL	SH	C4b	D	104
104	147	45	16.6	BL	SH	C4b	D	103
105	97		2.9	FL	SH	C4b	D	
106	118		1.2	FL	SH	C4b	P	
107	172		14.0	FL	SH	C4b	P	
108	不明		0.6	FL	SH	C4b	P	
109	-		0.1	FL	SH	C4b	D	
110	-		0.4	FL	SH	C4b	D	
111	-		0.1	FL	SH	C4b	D	
112	-		0.2	FL	SH	C4b	D	
113	-		0.2	FL	SH	C4b	P	
114	141		0.2	MB	SH	D1	D	
115	100	48	54.5	BL	SH	D1	D	
116	7		0.8	FL	SH	D1	D	
117	292		1.2	FL	SH	D1	D	
118	-		0.1	FL	SH	D1	D	
119	9		0.4	MB	SH	D2	D	
120	81	31	5.3	ES	SH	D2	D	
121	24	22	7.1	BL	SH	D2	D	
122	25		7.3	BL	SH	D2	D	
123	162		0.3	SP	SH	D2	D	
124	205		7.1	FL	SH	D2	D	
125	-		0.1	FL	SH	D2	D	
126	-		0.1	FL	SH	D2	D	

第2表　第Ⅰ地点出土資料属性一覧表(2)

整理番号	注記No.	報告No.	重量	種類	石質		状態	接合
127	48		0.8	MB	SH	E1a	P	
128	160	5	0.6	MB	SH	E1a	D	
129	161		0.6	MB	SH	E1a	D	
130	238		0.2	MB	SH	E1a	D	
131	27	9	29.8	MBC	SH	E1a	D	
132	114	51	7.8	BL	SH	E1b	D	133
133	138		0.4	FL	SH	E1b	D	132
134	93		40.8	FL	SH	E1b	P	
135	56		0.5	FL	SH	E1c	P	
136	36	33	39.4	BL	SH	E2a	D	
137	53		2.9	BL	SH	E2a	D	
138	236		1.6	FL	SH	E2a	D	
139	45	56	36.9	BU	SH	E2b	D	
140	15	38	38.8	SS	SH	E2b	P	
141	94	54	17.8	BL	SH	E2b	P	
142	210	34	24.4	BL	SH	E2b	D	
143	263		5.7	BL	SH	E2b	D	
144	123		0.2	FL	SH	E2b	P	
145	167		0.2	FL	SH	E2b	D	
146	187		0.6	FL	SH	E2b	P	
147	66	24	19.4	ES	SH	E3b	D	
148	69	35	8.1	BL	SH	E3b	D	
149	19		4.3	FL	SH	E3b	D	
150	55		1.3	FL	SH	E3a	D	
151	111		10.5	FL	SH	E3a	P	
152	125		0.2	FL	SH	E3a	-	
153	37	6	0.2	MB	SH	F	D	
154	95	55	-	BL	SH			
155	63		0.5	MB	OB	A2	P	
156	289		0.3	MB	OB	A1	P	
157	不明		0.1	MB	OB	A2	D	
158	-		0.2	MB	OB	A2	P	
159	200	17	22.2	MBC	OB	A1	P	
160	226	18	16.6	MBC	OB	A1	P	
161	3		3.1	BU	OB	A1	D	
162	78	25	16.7	ES	OB	A1	P	
163	16		6.6	BL	OB	A1	D	
164	113		9.9	BL	OB	A1	D	
165	214		5.4	BL	OB	A1	D	
166	30		1.7	FLB	OB	A1	P	
167	31		3.1	FLB	OB	A1	D	
168	33		0.6	FL	OB	A1	D	
169	57		0.8	FL	OB	A1	D	
170	62		11.3	FL	OB	A1	P	
171	103		0.8	FLB	OB	A1	P	
172	104		0.3	FL	OB	A1	D	
173	105		0.2	FL	OB	A1	D	
174	108		1.0	FLB	OB	A1	-	
175	109		1.2	FLB	OB	A1	D	
176	110		0.4	FL	OB	A1	D	
177	119		0.7	FL	OB	A1	D	
178	120		0.6	FL	OB	A1	D	
179	121		0.5	FL	OB	A1	P	
180	124		0.2	FL	OB	A1	P	
181	127		0.2	FL	OB	A2	D	
182	128		0.2	FL	OB	A1	P	
183	129		0.3	FL	OB	A1	D	
184	132		0.2	FL	OB	A1	P	
185	133		0.1	FL	OB	A1	D	
186	135		0.2	FL	OB	A2	D	
187	136		0.1	FL	OB	A1	D	
188	140		0.2	FL	OB	A1	D	
189	149		0.1	FL	OB	A1	P	
190	150		0.2	FL	OB	A2	D	
191	151		0.6	FL	OB	A2	D	
192	152		0.8	FL	OB	A2	D	
193	153		0.7	FLB	OB	A2	P	
194	154		0.6	FL	OB	A1	P	
195	156		0.5	FLB	OB	A2	D	
196	157		0.4	FLB	OB	A1	P	
197	158		0.3	FL	OB	A1	P	
198	159		0.2	FL	OB	A1	D	
199	164		0.8	FLB	OB	A2	D	
200	168		0.3	FL	OB	A1	P	
201	169		0.2	FL	OB	A1	D	
202	175		0.1	FL	OB	A1	D	
203	176		0.9	FL	OB	A1	P	
204	180		0.2	FLB	OB	A1	P	
205	188		4.7	FL	OB	A1	D	
206	189		4.4	FLB	OB	A1	D	
207	190		0.8	FL	OB	A1	D	
208	191		0.5	FL	OB	A1	D	
209	192		0.8	FL	OB	A2	P	
210	194		26.0	FLB	OB	A1	P	
211	198		0.9	FL	OB	A1	D	
212	199		0.6	FLB	OB	A1	P	
213	202		0.2	FL	OB	A1	D	
214	208		1.0	FL	OB	A1	P	
215	229		0.5	FL	OB	A2	P	
216	230		0.4	FL	OB	A1	P	
217	234		0.3	FLB	OB	A1	P	
218	237		0.6	FL	OB	A1	P	
219	244		0.6	FL	OB	A1	D	
220	245		0.5	FL	OB	A1	P	
221	247		0.5	FL	OB	A1	D	
222	255		1.0	FLB	OB	A2	P	
223	256		0.3	FL	OB	A1	D	
224	260		0.3	FL	OB	A2	D	
225	267		1.6	FLB	OB	A1	D	
226	271		0.2	FL	OB	A1	D	
227	272		0.5	FL	OB	A1	D	
228	284		1.1	FL	OB	A1	P	
229	285		0.5	FL	OB	A1	P	
230	286		0.2	FL	OB	A2	P	
231	288		0.6	FL	OB	A1	P	
232	-		0.5	FL	OB	A2	D	
233	-		0.3	FL	OB	A1	D	
234	-		0.1	FL	OB	A1	D	
235	-		0.3	FL	OB	A1	D	
236	-		0.3	FL	OB	A1	D	
237	-		0.3	FL	OB	A1	D	
238	-		0.3	FL	OB	A1	D	
239	-		0.2	FL	OB	A1	D	
240	-		0.1	FL	OB	A1	P	
241	-		0.2	FLB	OB	A1	D	
242	-		0.4	FLB	OB	A1	D	
243	-		0.4	FL	OB	A1	D	
244	-		0.1	FL	OB	A1	D	
245	-		0.1	FL	OB	A1	D	
246	-		0.3	FL	OB	A1	P	
247	-		0.4	FL	OB	A1	P	
248	-		0.2	FL	OB	A1	D	
249	-		0.2	FL	OB	A2	D	
250	-		0.1	FL	OB	A2	D	
251	-		0.1	FL	OB	A1	-	
252	-		0.2	FL	OB	A1	D	
253	-		0.1	FL	OB	A1	D	
254	-		0.1	FL	OB	A1	P	
255	86		0.3	CH	OB	A1	P	
256	12		0.3	MB	OB	B	P	
257	217		0.2	MB	OB	B	D	
258	273		2.8	BL	OB	B	D	
259	34		0.5	FL	OB	B	D	

第2表　第Ⅰ地点出土資料属性一覧表(3)

整理番号	注記No.	報告No.	重量	種類	石質		状態	接合
260	206		5.2	FL	OB	B	P	
261	225		1.2	FL	OB	B	P	
262	228		1.1	FL	OB	B	P	
263	-		0.1	FL	OB	B	D	
264	75		0.1	MB	OB	C	D	
265	193		0.1	MB	OB	C	D	
266	-	7	0.3	SP	OB	C	D	
267	50		2.4	BST	OB	C	D	
268	不明	12	1.2	BST	OB	C	P	
269	6	13	3.2	BU	OB	C	P	
270	221		27.4	ER	OB	C	D	
271	122		0.3	FLB	OB	C	P	
272	126		0.9	FL	OB	C	D	
273	137		0.2	FL	OB	C	D	
274	253		1.2	FLB	OB	C	D	
275	250		18.9	PE	OB	C	D	
276	不明	11	17.2	BST	OB	D	D	
277	134		0.1	FL	OB	E	D	
278	-		0.1	FL	OB	E	D	
279	-		0.1	FL	OB	E	P	
280	-		0.2	FL	OB	E	D	
281	-		0.2	FL	OB	E	D	
282	-		0.2	FL	OB	E	D	
283	-		0.1	FL	OB	E	D	
284	-		0.1	FL	OB	E	D	
285	-		0.1	FL	OB	E	P	
286	-		0.1	FL	OB	E	P	
287	-		0.1	FL	OB	E	D	
288	-		0.1	FL	OB	E	D	
289	-		0.1	FL	OB	E	D	
290	-		0.1	FL	OB	E	D	
291	-		0.2	CH	OB	E	D	
292	303	58	1460.0	AX	AN	A1	P	
293	184		11.0	FL	AN	A2	D	
294	196		2.3	FL	AN	A2	P	
295	197		2.0	FL	AN	A2	D	
296	254		3.7	FL	AN	A2	D	
297	296		0.9	FL	AN	A2	D	
298	297		0.6	FL	AN	A2	P	
299	201		0.4	CH	AN	A2	D	
300	283		1.5	CH	AN	A2	D	
301	42		124.1	FL	AN	A3	D	
302	43		13.0	FL	AN	A3	D	
303	83		5.9	FL	AN	A3	D	
304	88		97.5	FL	AN	A3	P	
305	185		3.2	FL	AN	A3	P	
306	195		87.1	FL	AN	A3	P	
307	204		35.1	FL	AN	A3	P	
308	270		58.0	FL	AN	A3	D	
309	-		0.2	FL	AN	A3	D	
310	293		21.0	FL	AN	B1	P	
311	268		6.2	FL	AN	B2	D	
312	295		9.3	FL	AN	B2	D	
313	70		17.0	FL	AN	B3	D	
314	280		11.6	FL	AN	B3	-	
315	294		10.8	FL	AN	B3	D	
316	-		2.9	FL	AN	B3	D	
317	67		7.3	FL	AN	B4	D	317
318	68		7.7	FL	AN	B4	D	316
319	173		2.2	FL	AN	B4	D	
320	-		0.6	CH	AN	B4	D	
321	-		1.3	CH	AN	B4	D	
322	-		0.8	CH	AN	B4	D	
323	22		6.5	FL	AN	C	P	
324	249		30.4	FL	AN	C	D	
325	35	59	-	AX	AN	-		
326	不明	60	-	AX	AN	-		
327	2	10	6.2	BU	AG		P	
328	54		6.4	FL	AG		P	
329	-		0.1	FL	AG		D	
330	20		2.1	FL	TU		D	331
331	-		0.5	FL	TU		D	330

※接合資料は整理番号で記載
※記号凡例
【石器種】
MB:細石刃
MBC:細石刃核
BST:小形舟形石器
BU:彫器/ES:掻器/SS:削器
ER:裏面末端加工石器
RS:二次加工のある剥片
SP:削片
BL:石刃
AX:斧形石器
FL:剥片
FLB:両面調整時の剥片
CH:砕片/PE:礫
【状態】
P:完形・ほぼ完形
D:欠損あり

※重量:g

がなく白色の微粒子が疎らに認められる／A3；模様・不純物が認められない〕

・青みがかる灰の地色の資料〔B1a；脈状模様があり不純物が認められない／B1b；暗灰色や青灰色あるいは赤茶色の小斑模様があり不純物が認められない／B2；白色・黄色の微粒子が疎らに認められる／B3；模様・不純物が認められない〕B1b の掻器(№26)は蘭越型細石刃核の側面調整剥片を素材としている。B3 の彫器(№14)は彫刀面を切るフラットグレイバー状剥離が認められる荒屋型彫器であり、蘭越型細石刃核に伴うものと思われる。

・灰系統の地色で小斑模様と白色微粒子が認められる資料〔C1a；明灰の地色／C1b；暗灰の地色／C1c；暗灰の地色で珪質分に富む〕

・灰・暗灰の地色で脈状模様があり不純物が認められない資料〔C2a ア；白色の脈状模様／C2a イ；黒色の脈状模様〕C2a イの彫器(51)は最終彫刀面に切られる比較的古い彫刀面が背面側に傾斜しており、広郷型あるいは忍路子型細石刃核に伴うものと類似する。

・灰・暗灰の地色で小斑模様があり不純物が認められない資料〔C2b ア；筋のある小斑模様／C2b イ；珪質分に富む／C2b ウ；珪質分なし〕C2b アは蘭越型細石刃核の打面再生剥片(第３図 62)を含む。

・灰・暗灰の地色で模様がなく白色・黄色粒子が認められる資料〔C3a；珪質分に富む／C3b；珪質分なし〕C3a の 86 - 88 は蘭越型細石刃核の側面調整剥片であり、互いに剥離面で接合する。85 は節理面と側面とが成す稜に沿って剥離された第一石刃(第３図 85)である。C3b の多頭石錐(№20)は忍路子型細石刃核によく伴う。

第3表　頁岩の母岩別分類と器種構成

	MB	MBC	ES	SS	BU	SP	DR	RF	ER	BL	FLB	FL	CH
B3	1				1					1		1	1
D2	1									1		3	
B1b	1		1	1						3		4	
B2	2		1							1		4	
C1b	3	1								3			
C2bウ	3		2		1			1		4		3	
C4b	2		1							5		9	
D1	1									1			
C4a	1												
C4c	1												
F	1												
C2bア	4											1	
E1a	4	1											
A2								1		1		1	
C2aア										1			
C3a										1		4	
E1b										1		2	
E3b			1							1		1	
C2bイ			1							2		2	
E2a										2		1	
A1						1				3		3	
E2b				1	1					3		3	
C3b							1			4		5	
A3											1	1	
B1a												3	
C1a												1	
C1c												4	
E1c												1	
E3a												3	
C2aイ					1							2	

・灰系統の地色で模様・不純物が認められない資料〔C4a；暗灰の地色／C4b；灰の地色／C4c；灰の地色で珪質分に富む〕

・白の地色の資料〔D1；小斑・筋模様がある／D2；模様・不純物が認められない〕D1 の細石刃(114)には被熱による剥落がある。

・異なる色が複合した地色で白色微粒子が認められる資料〔E1a；灰と暗灰の地色で小斑模様がある／E1b；白と灰の地色で珪質分に富み模様が認められない／E1c；灰と暗灰の地色で縞状模様がある〕

・灰と暗灰の複合した地色で不純物が認められない資料〔E2a；脈状模様／E2b；小斑模様〕

・灰と暗灰の複合した地色で模様・不純物が認められない資料〔E3a；珪質分に富む／E3b；珪質分なし〕E3a の 151 は蘭越型細石刃核の側面調整剥片(第３図 151)である。

・白と茶の複合した地色で模様・不純物が認められない資料〔F〕

②黒曜石―赤井川産黒曜石の特徴である白色球顆の列と漆黒・灰白色の縞状流理構造とを基準に資料を抽出し(寺崎 2005)、それ以外の資料は色調・模様で分類した。

A；白色球顆の列と漆黒・灰白色の縞状流理構造のある資料。ただし球顆の列や流離構造が明瞭なものから不明瞭なものまである。また、典型的なものを〔A1〕とし、流離構造が認められず白色粒子が疎らに

認められる資料(細石刃3点・剥片16点)を〔A2〕とした。細石刃4点、細石刃核(№17・18)2点、彫器(第3図161)・剥片素材の掻器(№25)が各1点、石刃3点、剥片89点、砕片1点の計101点である。細石刃核のうち159は忍路子型、160は忍路子型の「一変形」とされる(吉崎1960)。彫器は腹面への細かな剥離によって形成した打面から削片剥離がなされている。剥片の中には両面調整時の大形剥片がある(第3図210)が、170・210以外の剥片はすべて5.0g以下であり1.0g以下が主体を占め、両面調整時の剥片が目立つ。被熱によるヒビが認められる剥片(166・171・172・179・181・185・200・219・220・227・237)が11点ある。

B；白色球顆を含まず漆黒と透明・白色との縞状模様のある資料群。細石刃2点、石刃1点、剥片5点の計8点である。

C；漆黒で白色球顆・縞状の流離構造が認められない資料群。細石刃2点、小形舟底形石器(№12・第3図267)2点、細石刃核打面形成/再生削片(№7)・彫器(№13)・裏面末端加工石刃(第3図270)が各1点、両面調整時の剥片・剥片が各2点、欠損した小形棒状原石1点の計12点である。被熱によるヒビが認められる剥片(272)が1点ある。

D；暗赤色の地色に漆黒の斑模様がある資料。小形舟底形石器の製作途上品(№11)1点である。甲板面と底部に残る素材面は他面と比べて細かなキズが多く若干白くくすみ、両側面の加工面との二重パティナを示している。

微小資料(E)；未分類資料。剥片14点・砕片1点である。277・288は被熱によるヒビが認められる。

③安山岩―いずれの資料も透明粒子が多く認められ表面が粗い。色調を基準に分類した。

〔A1；暗灰色の資料／A2；灰色の資料／A3；明灰色の資料／B1；特に青みの強い明灰色の資料／B2；青緑がかる灰色の資料／B3；青みの強い灰色の資料／B4；青みがかる灰色の資料／C；白色の資料〕

石器製品はA1の斧形石器(№58)1点であり、この他に未検討の斧形石器2点がある。他の母岩は剥片や砕片だけで構成される。なお、B4の316・317は折れ面で接合する。

④メノウ―327は青みがかる白・透明の斑地に脈状模様、328は灰の地色に白色の縞模様、329は白色の地色の資料であり、それぞれ石材の特徴が異なる。削片剥離前の彫器(№10)1点、剥片2点である。

⑤凝灰岩―緑色凝灰岩の資料群。部分磨製の石斧の調整剥片2点である。330の背面に331が接合する。

以上より、赤井川産の特徴を有する黒曜石〔A〕では忍路子型細石刃核、黒曜石〔C・D〕では小形舟底形石器、安山岩・凝灰岩では斧形石器が認められるなど、各種の石器製作に関わる資料が母岩毎に認められることが明らかとなった。頁岩でも蘭越型細石刃核やその調整剥片、伴うと思われる石器製品(35)が認められる母岩〔B1b・B3・C1b・C2bア・C3a・E1a・E3a〕と忍路子型に伴うと思われる石器製品(51・79)が認められる母岩〔C2aイ・C3b〕とが異なる母岩として分類できた。

頁岩について母岩毎の器種組成をみると、蘭越型細石刃核と石刃とが母岩を共有しているように見えるC1bのような資料がある。その一方で、細石刃を伴わず石刃や石刃素材の石器を伴う母岩〔A1・A2・C2aア・C2bイ・C3b・ E1b・E2a・E2b・E3b〕(第3表)がある。これら石刃が蘭越型細石刃核に伴うのか否かを判断するために、以下では石刃の分析をとおして当地点の石刃と他の蘭越型細石刃核石器群の石刃との比較を行ないたい。また、細石刃核と細石刃との対応関係も検討する。

4．石刃・細石刃製作の検討

検討対象は黒曜石製細石刃8点・黒曜石製石刃7点・頁岩製細石刃25点・頁岩製石刃52点である。各属性は第4表にまとめた。なお、幅厚値では幅10.0㎜を境にして大小に分かれ、小形の資料は値が良く

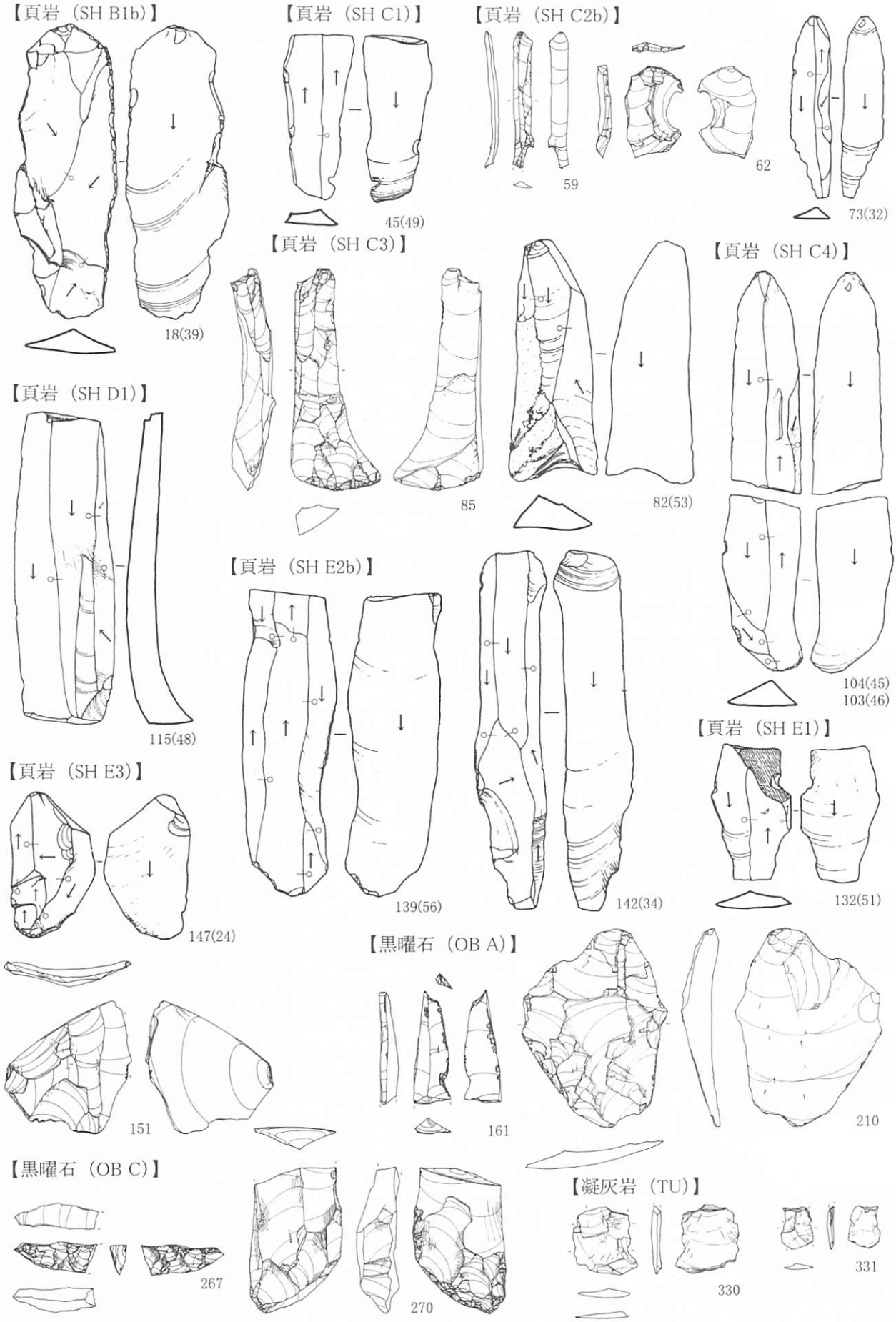

第３図　立川遺跡第Ⅰ地点出土資料（S＝1/2）※No.(No.)：整理番号（1960 年報告No.）

※No.18・45・73・82・103・104・115・132・139・142・147：函館博物館（1960）に剥離方向・剥離面の新旧関係を補足

まとまることを踏まえ、当地点の分類では幅 10.0 ㎜未満を細石刃、以上を石刃とした(第 4 図)。

黒曜石製細石刃は、両側に石核調整面を大きく残し打面形成削片の可能性がある 155 を除くと、7 点が幅 3.6 ㎜ - 6.0 ㎜・厚 1.2 ㎜ - 1.8 ㎜の範囲にまとまり、長さは 30.0 ㎜以上と 20.0 ㎜前後の二者がある。細石刃核に残る最終細石刃剥離面は 159 が長 48.0 ㎜・幅 5.0 ㎜、160 が長 24.5 ㎜・幅 5.5 ㎜であり、長短の細石刃がそれぞれ対応するものと思われる。残存する打面はすべて単剥離面であり、155 だけ幅 3.4 ㎜・厚 1.1 ㎜と大きく、その他は幅 1.2 ㎜ - 2.6 ㎜・厚 0.3 ㎜ - 0.5 ㎜の範囲に収まる。内湾する形状からみても、いずれも忍路子型細石刃核に対応するものと思われる。

黒曜石製石刃は 270 だけが明瞭に幅広で厚く、明確に 180° 打面転位を示し、異質である(第 3 表)。その他の 6 点は幅 15.6 ㎜ - 27.0 ㎜(被加工の 161・261 は除く)、厚 4.8 ㎜ - 9.0 ㎜である(第 4 図)。258 の打面は複剥離面であり幅 7.8 ㎜・厚 1.8 ㎜である。単剥離打面から剥離される忍路子型細石刃核石器群や小形舟底形石器の石器群に伴う石刃とは異なり、後述の蘭越型細石刃核に伴う石刃に類似する。

頁岩製細石刃は最大の 26 を除くと 24 点が幅 4.8 ㎜ - 8.2 ㎜・厚 1.1 ㎜ - 2.3 ㎜の範囲にまとまる。長さは長短二種がある。細石刃核に残る最終細石刃剥離面は C1；42 が長 48.0 ㎜・幅 5.0 ㎜、E1；131 が長 42.5 ㎜・幅 5.5 ㎜/長 45.0 ㎜・幅 6.0 ㎜であり、長形の細石刃が蘭越型細石刃核と対応するといえる。短形の 16 は末端が収束・内反し作業面端まで剥離が達した資料であり、より背の低い細石刃核から剥離されたものであろう。残存する打面は 119 だけ複剥離打面、他は単剥離打面である。打面の大きさは最大の 26 を除いても、幅 0.8 ㎜ - 3.2 ㎜、厚 0.2 ㎜ - 0.8 ㎜とばらつきがある。また、114 だけ打面が長軸に対して斜めに残り、両側縁がよく平衡するので、広郷型細石刃核に対応する細石刃かもしれない。被熱痕跡を残すことも特徴である。26 の背面にはより幅狭の細石刃剥離が残されているので他と区別する必要はないと判断し、形状からみても 16・114 以外は蘭越型細石刃核に対応するものと考えられる。

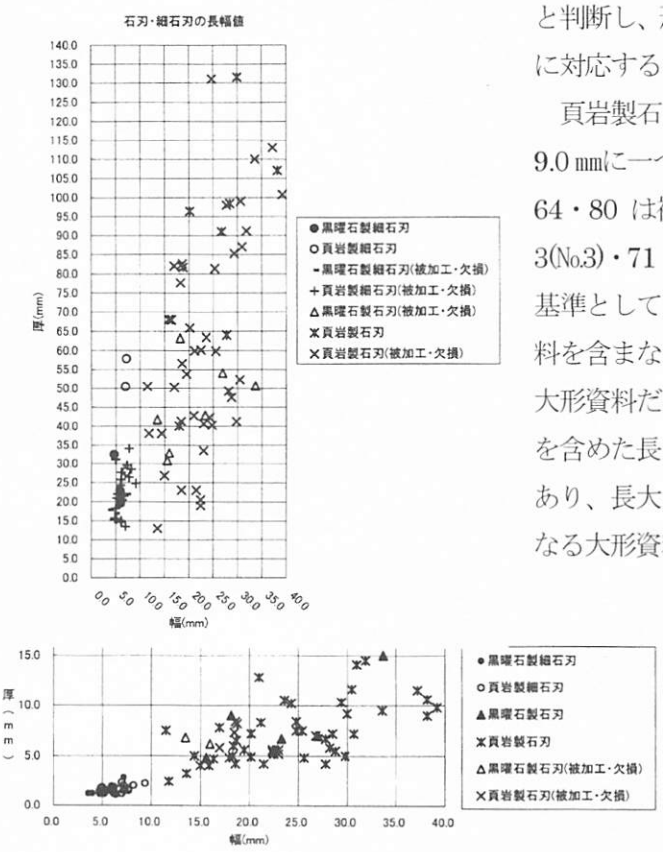

第 4 図　石刃・細石刃の長幅値(上)と幅厚値(下)

頁岩製石刃では 21 点が幅 13.0 ㎜ - 24.0 ㎜、厚 4.0 ㎜ - 9.0 ㎜に一つのまとまりを示す。なお、この範囲に入る 63・64・80 は被加工のため含めていない。より小形の資料は 3(№3)・71・100(№21)の 3 点のみである。このまとまりを基準としてより大形の資料を母岩別にみると、〔1〕大形資料を含まない母岩と〔2〕どちらの資料も伴う母岩と〔3〕大形資料だけ含まれる母岩の三者に分けられる。折損資料を含めた長さでも〔3〕は 95.0 ㎜以上の資料がほとんどであり、長大である。103・104 もほぼ完形で長 142.0 ㎜となる大形資料である。だだし、82 は礫面を大きく残し、目的とした石刃の幅厚値と逸脱するものと思われる。また、幅広資料(52)は完形でも 64.0 ㎜なので〔1〕に含めた。まとめると〔1〕A1・B2・B3・C2a ア・C2a イ・C3a・C3b、〔2〕B1b・C1b・C2b イ・C2b ウ・C4b・D2・E2a・E3b、〔3〕D1・E2b である。なお、A2・D2・E1b は長幅厚値では判然としない。大形の E2b；139 は折れ面を打面とする彫器であり、広郷型細石刃核に伴うものと類似する。概ね大形の石刃は

打面が大きく小形の石刃は打面が小さい傾向がある(第３表)。複剥離打面(17 点)、180°打面転位を示す資料(10 点・第３図)が目立つ。リップがよく突出する資料は 102・140 の２点であり、頭部が明瞭に磨耗する例はない。ただし大形の２点(C4b；104・E2b；141)と蘭越型細石刃核の第一石刃(85)は小さな単剥離打面を示し他の石刃とは異なる。

蘭越技法を示す良好な資料が得られている柏台１遺跡とオバルベツ２遺跡の例を参考にして、当地点の頁岩製石刃が同技法によるものかどうかを検討する。すでに指摘があるように(寺崎 2006)、柏台１遺跡の接合資料 1(福井編 1999)やオバルベツ２遺跡の石刃(図Ⅲ－19　21・22：佐藤編 2002)では石刃剥離段階で 180°打面転位を示す資料が認められる。また、両遺跡では幅 30.0 ㎜あるいは厚 10.0 ㎜を超える石刃も少数ながら出土している(図Ⅴ－9　1・2・4・5：福井編 1999、図Ⅲ－19　20：佐藤編 2002)。立川第Ⅰ当地点でも 180°打面転位を示す石刃が認められるし、比較的大形の石刃が多いものの中心となる石刃の大きさは比較した両遺跡の石刃の範囲と重なる。また、柏台１・オバルベツ２遺跡における 180°打面転位を示す石刃は石核下縁の一部を打面とするものであり、103・147 の背面は同様の石刃剥離痕を残す。これらは下縁稜を有する蘭越型細石刃核に相似形の石刃核から剥離されたことを示している。ただし石核下面を残す 115(第３図)は異質であり、両端に面を有する石核から剥離された可能性が高い。細石刃も考慮すると、D1 は広郷型細石刃核石器群に属する可能性が高い。

まとめると、〔3；石刃が全て大形〕の D1・E2b はいずれも広郷型細石刃核石器群、C2a イは忍路子型細石刃核石器群、それ以外は蘭越型細石刃核に伴うものと考えられる。なお石刃打面の検討はできなかったが、多頭錐の伴う C3b も忍路子型細石刃核石器群として捉えておきたい。B1b は石刃が蘭越型細石刃核に伴うと判断されるが、細石刃が異質であり、複数の母岩を含んでいる可能性が高い。

ここで大形の石刃が多数出土している第Ⅳ地点と当地点との石刃製作を比較してみたい。第Ⅳ地点出土資料では既報告の石刃に限れば背面の石刃剥離面はすべて腹面と同方向示す資料である。また、頭部が磨耗する石刃が特徴的に認められ(吉崎 1960)、広郷型細石刃核に伴う石刃と同様の特徴を有する。当地点で

第4表　石刃・細石刃属性表

整理番号	石質	状態	長 mm	幅 mm	厚 mm	打面幅 mm	打面厚 mm	背面構成
頁岩製石刃								
2	A1	P	57	19	4	-	-	A
3	A1	B	38	12	2	-	-	A
4	A1	BC	60	23	5	-	-	AB
9	A2	AB	85	29	10	6	4	A
19	B1b	B	19	22	6	-	-	A
20	B1b	B	23	19	7	-	-	A
21	B1b	C	23	22	4	-	-	A
29	B2	C	40	18	5	-	-	A
36	B3	P	96	20	7	4	2	Ac
43	C1b	P	107	38	9	13	5	Ab
44	C1b	C	41	23	6	-	-	A
45	C1b	BC	60	26	5	-	-	Bc
52	C2aア	P	64	28	4	8	2	A
68	C2bウ	P	91	27	7	12	2	AR
70	C2bイ	C	38	14	5	-	-	A
71	C2bウ	A	13	14	3	5	1	A
72	C2bウ	AB	99	31	7	10	3	Ac
73	C2bイ	P	68	16	4	3	1	ABd
81	C3b	B	68	16	5	-	-	A
82	C3b	AB	87	31	14	11	3	ABcR
83	C3b	BC	78	18	5	-	-	Ab
84	C3b	A	33	23	5	-	-	A
85	C3a	P	82	19	8	5	1	DS
100	C4b	BC	50	12	8	-	-	-
101	C4b	B	54	20	6	-	-	A
102	C4b	A	49	28	6	16	3	A
103	C4b	C	63	24	11	-	-	AB
104	C4b	AB	81	25	8	2	1	AB
115	D1	BC	113	37	12	-	-	ADE
121	D2	C	42	24	10	-	-	-
122	D2	B	43	21	13	-	-	A
132	E1b	BC	48	29	6	-	-	ABS
136	E2a	AB	101	39	10	10	2	A
137	E2a	A	21	22	5	9	2	A
141	E2b	P	98	29	7	4	2	Ab
142	E2b	BC	131	25	8	-	-	ABD
143	E2b	C	40	25	8	-	-	AB
148	E3b	BC	83	19	7	-	-	Acd
頁岩製石刃素材石器製品								
8	A2	B	41	30	5	-	-	As
18	B1b	P	107	38	11	9	2	AbD
28	B2	BC	60	21	8	-	-	AcS
35	B3	P	50	17	8	6	2	A
51	C2aイ	P	41	18	6	-	-	-
63	C2bウ	P	82	17	6	-	-	A
64	C2bウ	P	57	19	8	-	-	A
65	C2bウ	P	98	28	7	7	2	Adr
66	C2bイ	BC	91	32	15	-	-	A
80	C3b	C	27	15	4	-	-	A
120	D2	AB	66	20	5	6	2	A
139	E2b	BC	110	34	10	-	-	AB
147	E3b	C	52	31	12	-	-	ABC
140	E2b	P	132	30	9	12	4	Ab
頁岩製細石刃								
16	B1b	P	28	7	2	3	1	A
26	B2	AB	25	9	2	4	2	A
27	B2	AB	16	5	1	1	1	A
34	B3	AB	15	6	1	1	0	A
39	C1b	BC	28	6	2	-	-	A
40	C1b	B	21	6	1	-	-	A
41	C1b	B	15	6	1	-	-	A
55	C2bウ	A	14	7	1	3	1	A
56	C2bウ	A	20	6	2	2	0	A
57	C2bア	B	30	7	2	-	-	A
58	C2bア	B	24	6	2	-	-	A
59	C2bア	P	50	7	2	1	0	Ab
60	C2bア	AB	26	6	1	2	1	A
61	C2bウ	AB	18	5	2	1	0	A
95	C4b	AB	21	6	2	-	-	A
96	C4b	AB	31	5	2	2	0	A
97	C4a	B	15	5	1	-	-	A
98	C4c	B	22	7	2	-	-	A
114	D1	AB	21	5	1	2	1	A
119	D2	AB	26	8	2	3	1	AbD
127	E1a	P	58	7	2	4	0	A
128	E1a	AB	34	8	2	2	1	A
129	E1a	AB	29	8	2	2	1	A
130	E1a	C	22	5	2	-	-	A
153	F	AB	31	5	1	-	-	A
黒曜石製石刃								
163	A1	C	54	27	7	-	-	AC
164	A1	BC	63	18	9	-	-	AR
165	A1	B	43	23	7	-	-	A
259	B	AB	31	16	5	8	2	A
黒曜石製石刃素材の石器製品								
161	A1	D	42	14	7	-	-	A
269	C	P	33	16	6	-	-	Ac
270	C	C	51	34	15	-	-	aBr
黒曜石製細石刃								
155	A2	P	22	7	3	3	1	ACD
156	A1	P	32	5	2	2	0	AC
157	A2	AB	17	5	2	2	0	A
158	A2	P	20	6	2	3	1	A
257	B	P	23	6	2	-	-	AC
258	B	B	21	5	2	-	-	A
264	C	AB	16	4	1	1	1	A
265	C	AB	18	4	1	点	点	A

※状態：完形P　頭部A　中間部B　末端部C

※背面構成：剥離方向同一A　逆B　稜調整面C　側面調整面D　石核下面D　礫面R　節理面S　小面は小文字

も広郷型細石刃核に伴うと考えられる石刃〔D1・E2b〕が認められるが、これらを除く当地点の石刃は異なる石器群のものと考えられる。

5．総括

以下に分析結果を総括する。また、蘭越型細石刃核石器群の石材利用戦略について周辺の遺跡も踏まえ考えてみたい。

・**蘭越型細石刃核石器群**―B1b・C2a イ・C3b・D1・E2b 以外の頁岩と黒曜石 B の石刃が該当する。剥片だけの母岩も伴う可能性があるが、蘭越型細石刃核の調整剥片を含む E3a 以外は現段階では判断できない。なお、頁岩 B3・C2b の石刃素材彫器(35：№14・63：№16）や周縁をやや粗く加工した掻器(64：№27)は柏台 1 遺跡において類似資料が認められる。石刃・細石刃が全てこの地点で剥離されたものかは判然としないが、剥片が伴うことを考慮して各々製作が行なわれたと仮定すれば、当地点には①細石刃剥離を行なった母岩(C2b ア・E1a)、②細石刃核成形を行なった母岩(C3a・E3a)、③石刃製作を行った母岩(A1・A2・C2b イ・C3a・E1b・E2a・E3b)、④石刃‐細石刃製作を行なった母岩(B2・B3・C1b・C2b ウ・C4b・D2)があるといえる。C4a・C4c・F の細石刃や C2a ア・黒曜石 B の石刃は単体で搬入されたものであろう。礫面を大きく残す剥片が認められないので①‐④はいずれも成形された石核が搬入された母岩であり、①の C2 アや②‐④は石核が移動先へ持ち出された母岩と考えられる。蘭越技法では石核の大きさが「打面再生・器体調製・目的剥片剥離を繰り返し、相似的に小さくなっていったものもあ」り、この場合生産物が「石刃か細石刃かの区別は困難である」との指摘がある(寺崎 1999)。石刃の特徴(103・147)から当地点でも石刃と細石刃が相似形の石核から剥離されたものと判断され、①‐④は蘭越技法による石刃・細石刃製作工程の段階差を示しているといえる。柏台 1(福井編 1999)・オバルベツ 2(大島ほか編 2000)両遺跡の接合資料でも、石刃・細石刃剥離後に小形の残核が放棄される母岩と石刃・細石刃剥離後に石核が遺跡外へ持ち出される母岩とがあり、いずれも成形された石核が搬入されている。当地点と同様の母岩消費状況といえよう。基本的に母岩は小形の石核にまで削減された後に放棄されるといえる。蘭越技法初期段階の石核成形が行われたと見られる美利河 1 遺跡 A 地点 sb‐4(長沼編 1985)や都遺跡(木村 1978)はいずれも原産地付近の遺跡であり、大形の石刃核が残される。蘭越型細石刃核石器群では、原産地付近で蘭越型細石刃核と相似形の大形ブランクを獲得し、移動にあたっては複数のブランクを携帯し、異なる消費段階のブランクを組み合わせることで移動先での必要に応じた道具を製作していたものと考えられる。蘭越技法は次の石材補給までにブランクを徐々に削減していくブランクリダクション戦略として捉えられる。なお、石刃製石器製品や石刃についてはブランクの小形化に伴い獲得機会が減少すると考えられ、単体で持ち運ばれたものも想定される。単体搬入とみられる細石刃もおそらく植刃槍として当地点に搬入され、新たな細石刃が補給された後に放棄されたものと考えられる。

・**忍路子型細石刃核石器群**―黒曜石 A1；155‐160(細石刃・細石刃核)、C；264‐266(細石刃・打面形成削片)、頁岩 C2a イ・C3b が該当する。両面調整時のものが目立つ母岩 A1・2 および B の剥片は忍路子型細石刃核の調整剥片と考えられる。一方で小形舟底形石器も含む黒曜石 C の剥片はいずれの調整剥片か判然としない。剥片の大きさも考慮すると、当地点では成形された黒曜石製細石刃核が搬入され、細石刃剥離と細石刃核の細かな整形が行われ、細石刃と A2 に対応する細石刃核が搬出されたといえる。ただし大形剥片(210)も 1 点認められ、単独で搬入されたのでなければ当地点で細石刃核の素材を成形した可能性を示している。赤井川産と判断される黒曜石が主体を占める。この他に頁岩を利用した石器製品・石刃製作も当地点で行なわれたと考えられる。

・**小形舟底形石器**―黒曜石Cの267・268、Dの276が該当する。いずれも単体で搬入された資料である。黒曜石Cの剥片を考慮しても、当地点での製作痕跡はほとんど認められない。また、赤井川産の特徴を有する黒曜石は利用されない。

・**斧形石器関連資料群**―安山岩と凝灰岩が該当する。安山岩の石器製品はA1の斧形石器と未検討の斧形石器2点であり、剥片はおそらく斧形石器製作時の剥片と考えられる。礫面を大きく残す剥片はほとんどないので、ある程度成形されたものが当地点に搬入されたと考えられる。なお、A1の斧形石器(292)は単体で搬入され、その他少なくとも5個体の斧形石器が当地点での成形後に持ち出された可能性が高い。凝灰岩では本体が出土していないものの、接合する調整剥片が残ることから、当地点に部分磨製石斧が持ち込まれ整形が行われた後に遺跡外へ持ち出されたことがわかる。これらは忍路子型細石刃核や小形舟底形石器に伴うものと考えられる。

この他、広郷型細石刃核石器群に頁岩D1・E2bが該当する。また、メノウ製彫器は有舌尖頭器が伴う第II地点・第III地点からも類似資料が出土しており(吉崎1978)、黒曜石Cの裏面末端加工石器はピリカ遺跡D地点や湯の里4遺跡で出土しており、両遺跡では峠下型細石刃核に伴っている。

以上、母岩分類をとおして立川遺跡第I地点の出土資料を分析した。各種の石器製作に関わる資料が母岩毎に認められるため、今回の母岩分類は概ね妥当であると考えるが、今後確実性を高めるために母岩毎の接合作業を進めていきたい。

謝辞　函館博物館には資料調査に際して格別のご配慮をいただき、さらに執筆の機会を与えていただいた。また、寺崎康史氏・宮尾亨氏・仲田大人氏には執筆にあたり多くのご助言をいただいた。心より感謝申し上げたい。

(國學院大學大学院　考古学専攻生)

参考・引用文献

大島秀俊・谷岡康孝・長谷川徹編2000『オバルベツ2遺跡 (2)』北海道文化財保護協会

加藤晋平・鶴丸俊明1991『図録　石器入門事典―先土器』柏書房

木村英明1967「北海道先土器時代文化終焉に関る一理解」『古代文化』19－2　pp.28－38

木村英明1978「余市川・赤井川流域の先土器石器群について」『北海道考古学』第14輯 pp.23－48

佐藤稔編2002『オバルベツ2遺跡(2)』北海道長万部町教育委員会

市立函館博物館1960『立川』

寺崎康史1999「北海道細石刃石器群理解への一試論」『先史考古学論集』第8集 pp.71－88

寺崎康史2005「北海道赤井川産黒曜石の産状と旧石器時代におけるその利用」『考古学ジャーナル』525 pp.8－11

寺崎康史2006「北海道の地域編年」『旧石器時代の地域編年的研究』同成社 pp.275－314

寺崎康史・宮本雅通・橋口豊2002『ピリカ遺跡II』今金町教育委員会

長沼孝編1985『美利河1遺跡』北海道埋蔵文化財センター

畑宏明1980「2 旧石器文化」『北海道考古学講座』pp.41－66

福井淳一編1999『柏台1遺跡』北海道埋蔵文化財センター

吉崎昌一1960「立川遺跡の出土状態と遺物」「結語」『立川』市立函館博物館 pp.25－61

吉崎昌一1978「立川以後」『立川』復刻発行 pp.1－4

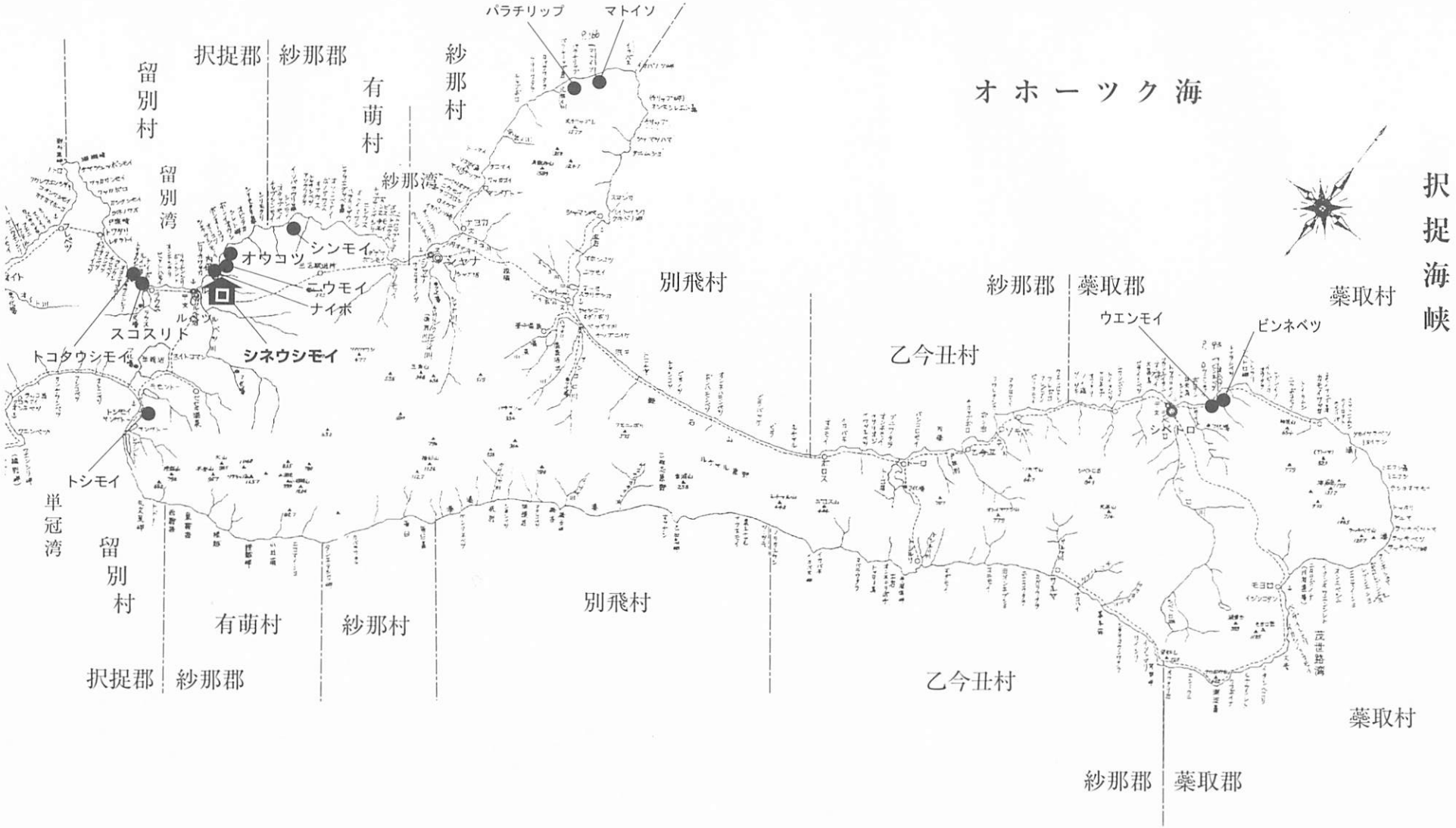

択捉における駒井漁場位置図

この図は大正１５年１月頃の駒井家所有の漁場の位置を●印で示している。シネウシモイには駒井の漁舎があった。
この図は鹿能辰雄「択捉島地名探索行附録択捉島地図」を基に、「択捉島漁業権者名簿」および「近江宣次翁定置網漁業免許状添付図面」を参考に加筆・訂正したものである。

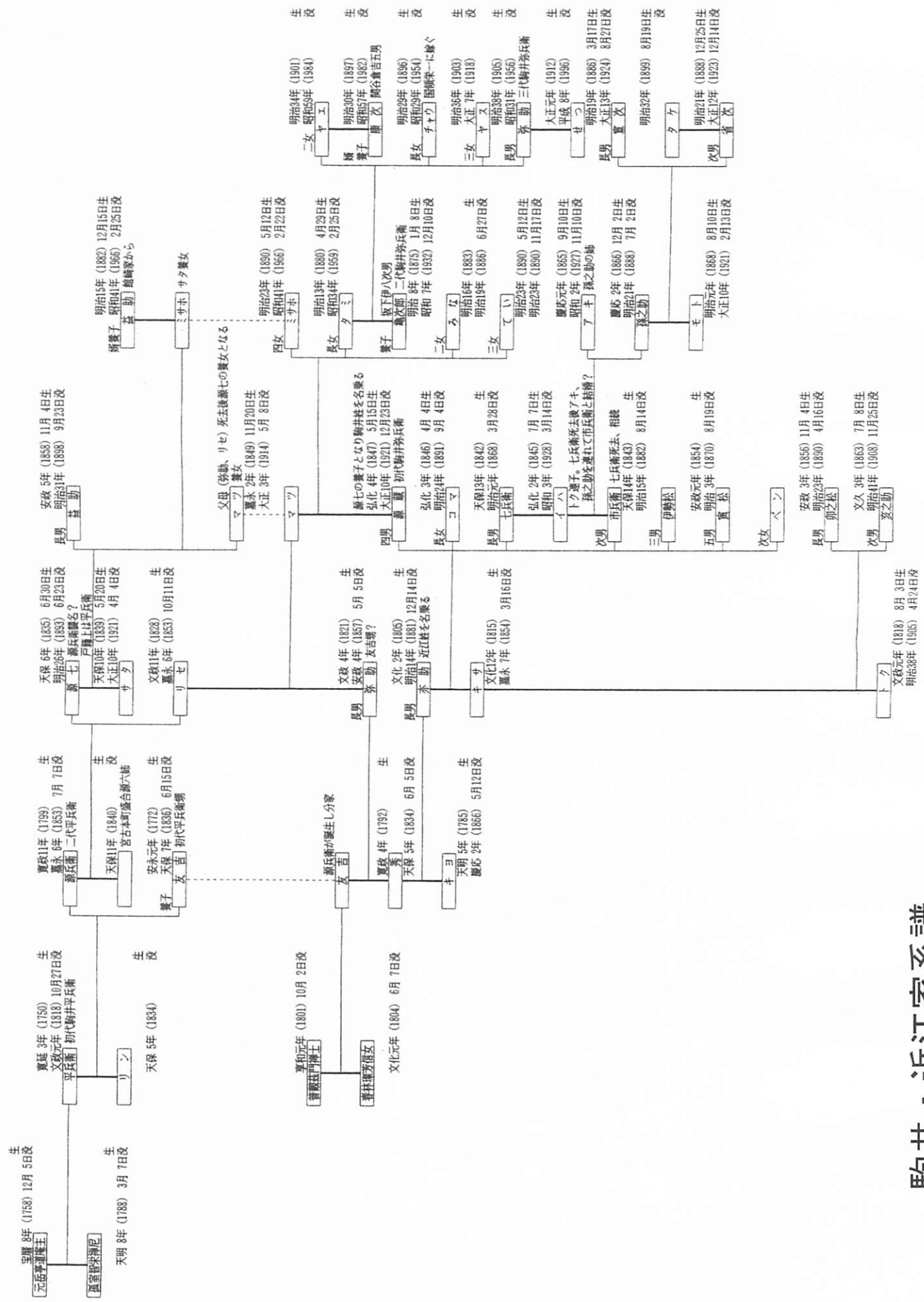
駒井・近江家系譜

写真１
駒井漁場使用の丸印

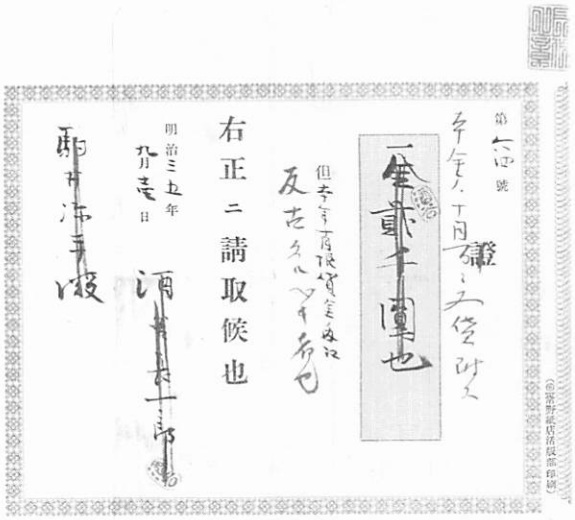

第六拾號
右正ニ請取候也
明治三十五年
駒井沖漁場

写真4 貸付金証

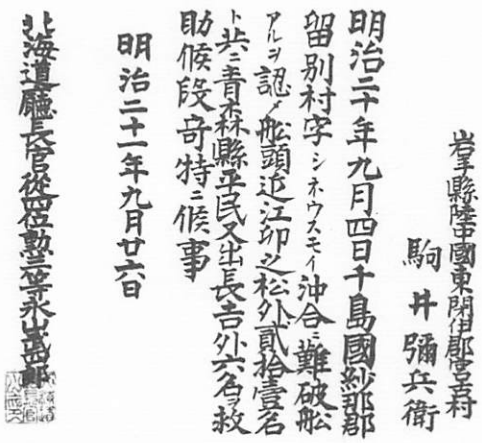

岩手縣陸中國東閉伊郡吉村
駒井彌兵衛
明治二十年九月四日千島國紗那郡留別村字シネウスモイ沖合ニ難破船アルヲ認メ船頭近江卯之松外貳拾壹名ト共ニ青森縣平民又出長吉外六名ヲ救助候段奇特ニ候事
明治二十一年九月廿六日
北海道廳長官從四位勲三等永山武邸

写真２　難破船救助の賞状

写真５　初代駒井弥兵衛と田端半七

第四回内國勧業博覧会褒状
鹽鮭
駒井彌兵衛
審査總長申書ヲ領シ茲ニ之ヲ授與ス
總裁大勲位彰仁親王

写真３　第四回内国勧業博覧会褒状

写真６　正装した駒井弥兵衛

義が移行した免許状がみられる。相続問題に関わるなんらかの事情によるものか。市内在住の近江家に「昭和四年度シネウスモイ　ラウス漁場残品帳」が近江漁場の名で残っている。

二代目弥兵衛は擇捉水産、擇捉漁業両社の取締役に就任、先代の遺業を拡充、漁業経営に力を尽した。

最後になりましたが、本稿を記すに当り「古文書調査講座」の一員である山口精次氏には、家系譜の作成にあたり全面的な協力を賜るとともに、北海道立文書館、各種新聞等より資料発掘、其の他についても懇切丁寧な御助言を頂き真に有りがとうございました。

函館市史編さん室長の菅原繁昭氏をはじめ熊谷與志子氏、道辻敏氏、駒井博氏、駒井惇助氏、近江隆敏氏の諸氏より資料の提供を頂き筆を進める事が出来ました。

市立函館博物館学芸員保科智治氏には、平成十三年度「古文書調査講座」に参加以来、様々の御指導を頂き此の度は発表の機会迄も与えて下さいました。

これから後も古文書に接していく上で新しい情報による展開が得られる事を期待しつつ此の場をお借りして諸氏に心から感謝と御礼の言葉を申し上げます。

参考文献

菊地勇夫『エトロフ島―つくられた国境』（一九九九　吉川弘文館）
菊地勇夫『北方史のなかの近世日本』（一九九一　校倉書房）
山本光雄『日本博覧会史』（一九七〇　理想社）
澤　石太『開道五十年紀念北海道』（一九一八　鴻文社）
地崎宇三郎『北海道信用録』（一九四一　北海道経済興信所）
金子郡平・金子信尚『北海道　銀行・会社・大商店辞書』（一九一六）
斎藤虎之助『函館海運史』（一九五八　函館市）
梶川梅太郎『北海道立志編　第二巻』（一九〇三　北海道図書出版合資会社）
岡田平助『函館紳士名鑑』（一九三二　函館紹介出版社）
鹿能辰雄『択捉島地名探索行』（一九七六　みやま書房）
『近江宣次名義　定置漁業免許状添付図面』（近江隆敏氏所蔵）
「岩手県宮古市光岸山善林寺寺録」（善林寺所蔵）
『擇捉島漁業誌』（一九三七　擇捉島水産会）
『北海道紗那外三郡ノ略況』（一八九六　北海道紗那外三郡役所）
『擇捉嶋漁業権者名簿』（一九二六　擇捉島水産会）
『北海道第一期拓殖計画事業報文』（一九三一　文栄堂）
『函館市史　通説編　第二巻』（一九九〇　函館市）
『北海道史　第四巻』（復刻版　一九九〇　清文堂）
『松前町史　史料編　第三巻』（一九七九　松前町）
『岩内町史』（一九六六　岩内町）
『枝幸町史　上』（一九六七　枝幸町）
『枝幸町史　下』（一九七一　枝幸町）
『地域史研究はこだて　第四号』（一九八七　函館市史編さん室）
『市立函館博物館研究紀要　第十三号』（二〇〇三　市立函館博物館）

国や道をあげての北海道の拓殖計画に政府高官が関係すると共に、漁場経営を中心に置きつつも拓殖計画にも目を向け、牧場経営という新たな分野へも初代弥兵衛は進出していった。

牧場の其の後については不明だが駒井惇助氏によると現在も原野として一部分が残っているという事である。

（十一）初代弥兵衛と寺院

駒井本家は岩手県宮古市内浄土真宗光岸山善林寺の檀家である。善林寺寺録「建設経緯記録書」によれば、明治三十九年一月初代弥兵衛が宮古を訪れた際、善林寺世話方が集まり本堂建築について話し合ったところ満座異議なく決して、初代弥兵衛は五百円の寄付を記帳した。この年より順次、敷地の整備、前面の庭先、道路、石垣等々の整備にかかり、明治四十二年九月三十日竣工。十月十日には落成式が挙行された。本堂の裏山墓地に駒井本家の墓石が建つ。

初代弥兵衛のお骨は此のお墓にも分骨された。又初代弥兵衛は函館に於て真宗大谷派函館別院の檀家である。東本願寺函館別院では大正八年九月八日より十五日迄京都より法主大谷光演師を迎え、宗祖親鸞聖人の六百五十回忌を執り行う事となった。函館新聞には其の準備の様子が日々報じられている。それは荘厳のうちにも絢爛豪華を極め、渡辺熊四郎・小熊幸一郎・渡辺孝平・田中正右衛門・池田勝右衛門・笹野栄吉・杉野三次郎・山田竹次郎等々、市内屈指の経済人であり檀家である面々が計百八十名と共に其の運営に当っている。道内はもとより東北地方からも夥しい人がお詣りに集り、今に云う経済効果は計り知れずと書きたてている。

十四日、十五日の庭儀（院外街路の行列）に参加する者の衣冠装束は万事古例に基いて違法を許さない厳格なもので、初代弥兵衛も其の中の一人であった。正装し威儀を正して写した写真が残っている。（写真⑥）　写真は白黒なので色彩は分らないが、実物は駒井惇助氏が所持している。此の様な晴れがましい列に加えられたのも日頃よりの別院に対する貢献度によるもので、これもみな漁場経営による資産の蓄積によって出来たことである。

おわりに

大正二年九月付けの日本銀行調べの「函館ニ於ケル銀行以外ノ金融機関」（『地域史研究はこだて第四号』所収）に函館の漁業仕込業者の一覧表がある。筆頭に「仕込金高見込二十五万円東浜町四　藤野四郎兵衛支店」とあるが、藤野四郎兵衛は明治二十四年喜悦丸の持主だった人物である。又貸付証に関わる酒谷長一郎の義弟酒谷長作の名も見られる。「仕込高見込二～三万円旅籠町駒井弥兵衛」の名が含まれていた。漁業仕込業者とは漁業家から漁獲物の販買を委託される水産物取扱商人である。初代弥兵衛がこの一覧表に名を連ねていたことはまた、一つの新しい発見である。自分の漁場での漁獲物の他に他漁業者の漁獲物の販売委託も引受けていた事になる。漁業者への金主となっていた部分もあって自分の漁場での漁業にのみ励んだのではなかったのである。「西澤文書」にみられるように倉敷業、薪の販売、漁場の貸付、喜悦丸に依る運送事業、千島汽船合資会社、千島汽船株式会社の株主そして北見枝幸の牧場経営と、経営内容の広がりを知った。今年大漁だからといって来年もという確証はない。不漁の時の大変さは「西澤文書」の石田善吉の書翰に詳しく記されてあった。浮き沈みの激しい業界にあって細心の注意を払い、かつ又実家近江家、駒井本家への配慮も怠りなく桑取・紗那・留別の漁場に多角経営の道を邁進したのであろう。

初代弥兵衛が、大正十年その生涯を終えるにあたり新聞の死亡広告には盟友田端半七の名があった。初代弥兵衛亡きあと長女タミの婿亀次郎が二代目弥兵衛を襲名した。大正十五年調べの『擇捉島漁業権者名簿』には近江宣次の名は無くすべて二代目駒井弥兵衛になっている。大正十三年、宣次死亡に伴い名義は祖母のイハが相続しているが、中に大正十四年二代目弥兵衛とイハとの売買契約が成立して明らかに名

一金　拾七円五拾参銭　　北海道地租
一金　参百五拾弐円弐拾銭　　所得税
明治四十年度
一金　七円四拾四銭六厘　　北海道地租
一金　参百参拾円八十四銭　　所得税
　　薬取村　駒井弥兵衛代理戸田金吾

畜牛証明書
牝　玉椿、魁天、一郎より十二郎（三郎ナシ）
牡　一号より十二号
計　弐拾五頭
時価額計　金　五仟六百弐拾円也
駒井弥兵衛ノ所有ヲ証明相願候也
明治四十一年二月三日
前書相違ナキヲ証明ス
　　枝幸郡各村戸長　伊藤孫右衛門

この後、明治四十一年七月二十七日付で十年間にわたつての起業方法書が初代弥兵衛の代理である駒井亀次郎の名で提出されている。

さらに初代弥兵衛は、貸付された土地の購入を進めており、次のような願書を北海道長官宛に出している。

右土地賣払踏査結了致シ既ニ調査モ結了シテイルノニ、今以テ何ノ御沙汰モ無イ為、牧場設計上柵木並ニ薪材伐採ハ雪中ヲ利用シナケレバ出来ズ、諸準備整頓イタシテイルガ指令ノ交付ガナイタメトテモ困ツテイル、一日モ早ク御交付願イタイ、モシ官庁ノ都合ニヨリ指令ガ遅レテイルノデアレバ、交付前ニ着手致シタイノデ電報デ御許可ヲ願イタク、其ノ為電報料印紙添付シテ御願イ申シ上ゲマス
明治四十一年十二月一日
　　右願人　駒井亀次郎
北海道庁長官　河島　醇　殿

の願書に対して次のような結果が出された。

本願ハ本月十五日指令第七七一三号以テ賣払御許可相成候ニ付、願書添付ノ切手使用、左按電報回答相成可然哉、此段相伺候也
　　北海道枝幸郡礼文村字
　　オチツシュベツ四番地
（願人送付切手　　駒井亀次郎宛
三十銭使用の事）

按
ホンゲツ一五ニチキヨカセリホツカイドウテウ（二十三字三十銭）

初代弥兵衛が択捉の漁場の開拓に力を注ぎ、其れが軌道に乗った事で、礼文村の前浜で鰊漁を行いながら其の背後に広がる原野に牧場を経営しようとした。

未開地有償貸付願いは受理されたものの、数年にして却下される事になったが、新たに申請した売払願いは受理された。それによって現状維持は保たれた。

『枝幸町史』に明治三十年代の駒井牧場について数十頭の牛を飼育したが、これらの牛は和牛（赤牛）で肉用であったとしている。

『北海道第一期拓殖計画事業報文』のはしがきに明治四十二年成立の北海道拓殖事業計画は明治五年の開拓使十年計画、明治三十四年の北海道十年計画と共に明治維新以来の三大事業計画の一つで、本道拓殖に関する政策の大本であると書かれている。

『枝幸町史』に未開地無償貸付地希望者の中に板垣退助が含まれている。板垣は明治三十四年に牧場経営の目的で頓別の土地四三五万坪の貸し付け申し込みをし許可を得ている。

に記されている。「園田商会　三千石、平出商会　三千石、鳥海義映　二千石、鎌重支店　四千石、黒江幸弥太　千五百石、駒井弥兵衛　千五百石、川端孫市　千五百石」　択捉での漁獲高が函館経済に与える影響が大であるという認識に立って、一歩先んじた市場の動静把握の為にも興信所の調査も必要とされたのであろう。列記されたうち、鳥海義映・駒井弥兵衛・黒江幸弥太の三名は千島汽船株式会社の株主である。

（十）牧場経営について

北海道立文書館に所蔵される「明治四十二年北海道庁公文録第四拾五」に、初代弥兵衛が前項千島汽船参画と同時期に北見国枝幸郡礼文村字オチシュベツ（現宗谷支庁管内枝幸町）の土地問題にも取り組んでいたことが分かる資料が含まれているので、この資料をもとに述べていきたい。

初代弥兵衛の長女タミの婿養子亀次郎を代理人として「オチシュベツ原野九拾万参仟八拾弐坪」について牧場経営の計画を立て、未開地の有償貸付を北海道庁に対し申し込む。明治三十四年十一月十四日に出願し三十六年一月三十一日許可されている。しかし、初期の計画が遂行されなかった事もあって返還命令を受け、明治四十年六月十九日付で伐採した「樹品代価金三拾四円六拾八銭」の弁償を命ぜられた。だが初代弥兵衛は其の後も「追願書」を提出し、代理人駒井亀次郎は宗谷支庁長宛てに次のような請願書を提出している。

謹啓上仕候、陳者豫而数回請願致候御管内枝幸郡礼文村字オチシュベツ原野ノ内別紙願書ノヶ所ニ付、昨年来種々御配慮ヲ煩奉候得共不幸ニモ其効無之、不許可御命定ニ接シ殆ト困難致候、既ニ御尊承ちも有之候如ク、畜牛ハ倍々蕃殖致候次第ニテ、差当り飼畜ノ処分ニ困難致候有様ニ有之候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以而本願書御許可相成候様御尽力被成下度奉状テ歎願候、謹言

駒井弥兵衛代駒井亀次郎

前田正義様　閣下

この願書を受けて宗谷支庁長前田正義から北海道庁長官宛に次の様な書類が提出された。

返還を命ぜらるも貸付を希望している。相当資金を投じて多数飼畜に及資力も有するに付、前の失敗に鑑み起業遂行し得るものと認め可然御処理相成様

さらに「副申書」なるものもあって其の文面は次の如くである。

一、明治三十一年度ヨリ引続キ鰊角網四統ヲ経営シ、不漁の場合ハ漁夫ヲ当ルノデ他の経営者ヨリ一層起業確実ナリ
二、当郡内ニ於ケル諸種ノ公共事業ニ盡力シ、殊ニ日露事件ノ際ハ多額ノ国債ニ応募シタル事
三、当郡内ニ於テ有数ノ資産家ニシテ旦ツ名望家タル事
四、畜牛三十七頭ヲ有スル外、妊娠牛七頭ヲ有ス
右様の者ニ付起業確実ノ者ト認メ候間至急何分ノ儀御許可相成候様致度此段副申候也
明治四十一年六月十三日

枝幸郡各村戸長　伊藤孫右衛門

この「副申書」により初代弥兵衛が公共事業に尽力したり、日露戦争の際には戦時国債を多額に購入するといった様子が伺える。次の資料は書類作成上必要だったと思われる証明書である。

明治三十八年度分
一金　弐拾円九拾九銭　北海道地租
一金　五百六拾八円九拾九銭　所得税
明治三十九年度分

の、金二千円の貸付証である。

貸し主の酒谷長一郎から初代弥兵衛宛に書かれたもので、但書に「本年十月限貸金の内江」とある。朱書で「本金は十月一日ニ又貸附ス、反古タルベキ者也」とある。證、金額、二人の氏名には朱で棒線が引かれている。

此の貸付証が酒谷家に残っていたということは、此の時点では返済が完了していなかったからである。どの様な理由からの借金かは不明であるが、「西澤文書」に見る如く明治三十一年、留別地方に於ては空前の大不漁であり又『擇捉島漁業誌』を見ても漁獲高は明治三十四年・五年各地の鮭鱒漁とも低く三十六年・七年になってようやく上向いてきている。此のことから、初代弥兵衛は漁場経営上の運営資金として酒谷からお金を借りたものと思われる。この件については、これ以外の資料が見あたらないことから、特に問題なく返済されたものと考えられる。同じく「酒谷家資料」大正二年十二月二十三日付けの酒谷長一郎より函館の酒谷長作に宛てた書翰の中に「例年の駒井氏ヨリ鮭魚着入手仕候間例年通返礼可被下候」とある。明治三十五年の貸付の件以後も引続き両者の交流は継続されていた様である。

ハナサ（チガイヤマサ）酒谷長一郎とは加賀橋立（石川県加賀市）の人で北前船での商売のかたわら金融業も営んでいた人物である。

（九）千島汽船合資会社と千島汽船株式会社

千島汽船合資会社は、『北海道　銀行・会社・大商店辞書』によれば、明治三十八年択捉で漁業を経営する有志数名で共同出資六万五千円で設立された会社である。

明治三十八年四月二十三日付け函館毎日新聞の商業登記公告を見ると代表社員は田端半七・駒井弥兵衛となっている。出資者は七名で、留別シネウシモイの近江亥之助も名を連ねている。六人が同額の一万円で、一人が五千円を出資している。

千島汽船合資会社は最初共盛丸（三百九十四トン）を新造し、汽船天照丸（五百二十トン）を購入した。着々と航路の開拓を行ったが、不幸にして明治四十年天照丸は破船し四十一年共盛丸が沈没して二船を失い、四十一年遂に合資会社を解散する。

しかし同島の航海はゆるがせに出来ず再出発となる。明治四十二年三月二十八日付け函館毎日新聞に千島汽船合資会社解散の商業登記公告がなされ、それと同時に千島汽船株式会社の設立が報ぜられた。この時初代弥兵衛は監査役に就任、明治四十三年一月三十一日付け函館日日新聞に千島汽船株式会社第一回営業報告が掲載された。初代弥兵衛は引続き監査役であり、其の後もその任にあったと思われる。

『函館海運史』によって当時の海運業者の営業状況をみると、業者は金森合名を筆頭に十九社、航路は択捉・樺太・本州等様々だが、明治四十二年には損失七社、配当は五社で択捉航路の千島汽船株式会社が七割五分の配当を行っている。これは函館日日新聞の営業報告と一致している。「明治四十三年は前年に比して経済界の回復とともに輸送貨物も増加し運賃も前年に比して上昇業者いずれも収益をあげた」とある。

千島汽船株式会社は四十二年一万一千五百三円、四十三年一万二千五百四十三円と増収であったが配当は三割に落ちている。全体的にみると損失二社にとどまり配当は七社と前年を上回った。四十三年も千島汽船株式会社が一番配当であった。金森合名は四十二年は一万百七十一円、四十三年は二千七百八十九円の収益で両年とも無配に終った。

『北海道　銀行・会社・大商店辞書』の千島汽船株式会社の項には監査役駒井弥兵衛の名がある。

函館市旅籠町の駒井家座敷で田端半七と初代弥兵衛が並んで写した写真が残っているが撮影月日は不明である。（写真⑤駒井惇助氏所蔵）

明治四十三年海運業界が実績をあげつつある時、択捉は不漁にみまわれていたようだ。「酒谷家資料」に「東京興信所函館出張所調べ」が含まれていた。それに依ると鱒漁は終ったが薄漁で昨年高に較べて減収のみならず価格も引立たずとして主なる漁場経営者の氏名が次の様

賃の収入の無く全嶋一般飢餓年に相当した。本年は大漁になるだろうと皆々勇んでいる」又当地には明るい場所もあるとして「物産内保　駒井益助ヲビラカ　〇ラウス方面」を取上げている。「ヲビラカ」は石田善吉の管理しているシレートと隣接している。確実な駒井益助の所在を知る事が出来た。

〈資料十六〉

拝啓陳ハ御尊公様も今回ノ函館丸ヲ以テ御帰嶋被為有候よし御安着大慶ニ奉存候、就テハ此度〆西沢弥兵衛様ヨリ御来翰ニ預り拝見仕候処、シレート漁場貸渡し旨御申越しニ相成候得共、愚生ヨリ再度〆ヘ対ス書面差出し候得共更ニ御返事無之、到底相談免倒ト相考ヘ、シレート隣場昨年迄駒井益助漁場致し居場所借受候間、甚々御気毒ニ候得共不悪御承引被下度候、尤も貸料請負金ニテ借入候、併てシレートも殊ニヨレハ望ミ人有之哉も難計候得共、場所賃ハ昨年ノ割り弐百三十円ニ貸渡しベク言々御申越し、本年如クハ迚も合手無之、随而網類ハ元来ムレタル品ニ付、其後二ヶ年も使用致し候ニ付本年ハ到底使用ニナラズ、唯々用ニ立チモノハ圖合船壱艘キリ、船居小家有ルのみニテ丸デ新規同様、是レ迄漁業ニ無事致し居モノニテ網綱所持有之モノデ無之テハ免倒ニ付、殊ニハタカ場所弐百三十円ハ意外騰價ニ付、合手ハ迚も及バザル次第、近年ハ前年ノ不漁継ニキタレアリテ手出し者無之故、ラウスより長濱迄ノ間物産平出シネシモイ〇漁業ニ無事シルのみ、跡ハ弐拾統も休業可致候、依テ場所ハ望ミ通りノケ所借受ケニ宜敷、物産ノウエンシリ有名ナル場所迄取上ヶ分ニテ貸渡しよし、依テ餘リ高バルト何ニも相成ラザル、唯々休業致候場合ニハ一文も取レズ、水産税軽費相當ニ相掛り可申候ニ付、合手サヘ有之候ハヽ貸附候方可然ト奉存候、御尊公様も御折角御依頼ニ付能ク御考被下度候、漁業無事シル人ハ聊カ百石内外ノ見込ヲ以テ相掛リ可申候間、ムヤミナル場所賃ハ迚も相談人無之ニ付、佐様御了承被下度候、明キ場所ハ、ヲビラカ「シンモイ「物産内保「ヲビラカ〈物産ウエンシリ「セトバモイ「弐ヶ所ラウス〈弐ヶ所堺豊四郎場所弐ヶ所、外ニ七ヶ所計リアリ、是レハ昨年漁業無事致しタル漁場ニ御坐候、本年ノ相場ニテ貸渡し場合ニハ諸人ヘ逸々聞合可申候得共、〆書面通リナレハ其侭ニ致し置キ候間、此者ヘ御返事被下度候

（「西澤文書」824-T010）

資料十六は明治三十二年六月三十日付けの書翰で、石田善吉より中瀬長五郎宛に出されたものである。中瀬長五郎は西沢商店の支配人格で、択捉の中心地紗那で業務に携り留別の監督もしている。留別には営業所があり漁場・漁具・漁船の賃貸をしていて、これらの責任者が石田善吉である。だが税金などの諸経費の分担割合が決められていることから、西沢商店の雇人ではない。（前掲熊谷論文より）

此の書翰では漁場の貸渡し問題についてふれている。西澤弥兵衛に対して書面を再三送ったにもかかわらず返答が無かったので今迄の隣場所で駒井益助が漁場致していた場所を貸料請負金で借入れる事にした。断る事になったシレート漁場の今後についての意見、昨年明るく無事終了した漁場の紹介等について書かれている。

資料十五と此の書翰によって石田善吉と駒井益助は漁場が隣同士の間柄であったことが分かる。書翰に幾度も登場した事はお互いに助け合う親密な関係にあったからであろう。石田善吉と西澤弥兵衛の関係が終りを告げると、〆漁舎の名も「西澤文書」から姿を消した。

明治二十九年より三十二年にかけての「西澤文書」によって倉敷のこと薪材の販売、其の他にも何かを示唆する事柄等、何よりも駒井益助の存在を知った。益助については不明の点が多々あり、解明したいが今の段階では想像の域を出ない。有効な資料の出現がまたれる。

駒井益助亡きあと母サタは留別三番地より岩手県宮古へ転籍した。翌年明治三十三年十二月、サタは初代弥兵衛二女ミサオと養子縁組をする。此れにより本家への初代弥兵衛の影響力は一層増したものと考えられる。

（八）貸付証

写真④は「酒谷家資料」に含まれていた明治三十五年九月一日付け

各諸店三千円以下、店ニ應ズ弐千一千五百三百損害蒙ラザルハナし
○源因ハ昨年貴舎漁場ヘ三拾円以上損害御迷惑相掛ケ、取返しうめ合ノ為メ周旋致しタル、大たい私しノあやまり、然し今更失敗致しタル以上取返し付カザル事ニ付、跡々ノ法方専一ニ御坐候
○御依頼も甚々恐入候得共、塩十一貫目ニ直シ廿五俵三分六厘使用致しのみ残り其侭ニ致し置キ、甚々申兼候得共正金五拾円也差上候間、跡彼是ナしニ御勘弁被下度此段奉願候、返金ノ法ハ何れも明年二月十日限り請負金上納へ差向、愚生ヨリ相納メ可申候ニ付、何卒特別ノ御憐憫ヲ以テ、本年丈ケ御助ケ被下度呉々歎願奉候、明年ハニウモイも休業、平出も二ケ所休業ノ由、唯物産シネンモイ平出位漁業致し候よし、当地ハ見込も立不申然し又明春ニ相成候ハヽ、其れ々漁業ニ取掛ルモノも有之哉と難計候得共、目下ノ処ニテハ実ニ見込立ツモノ無之候、何卒前記御推察ノ上呉々御助ケニ預り度候、先ハ用向方々余ハ後便ニ譲ル、何卒至急御返事被成下度候、早々頓首

十一月廿一日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」712-T37501）

資料十四は明治三十一年十一月二十一日付けの書翰で、石田善吉より西澤弥兵衛宛に出されたものである。

「本年ハ如何ナル厄災ヲ罹ル悪歳ノ年ニ可有之哉生レをちる今日迄如期苦心致したる事覚なく三昼夜も寝床に付くも眠らず心痛致し実に一そ死する方増しと被考候」石田善吉の苦悩があますところなく述べられている。自分の経営のまずさにもふれているが、すべて大不漁がもたらすものと事は深刻である。「明年はニウモイも休業、平出も二ヵ所休業の由」と続く。此の時期、益助亡き後の漁場はどうなったかは不明であるが、留別に於て明治三十年の不漁につづき三十一年の大不漁、益助の死と重なれば休業の措置をとったのではあるまいか。藻取については、ほぼ四百石とある。留別の様な心配はなかったものと思われる。

〈資料十五〉

拝啓陳者昨年已来甚々御無信音ニ打過キ候段、平ニ御赦免被下度候、就テハ貴地御家内中様益々御繁栄よし大慶ニ奉存候、愚店ニハ皆々無事消光罷有候間、乍意外御安神被下度候、扨又本年一番船ヲ以テ出函可致筈ノ処、本年ハ鱈釣り少々仕込候処彼是繁雑ノ為メ早速参り兼候、依テ五月下旬又ハ六月上旬頃ナラデハ出函致兼候、此期限ニハ参舘可致候、昨年貴店ノ場所他ヘ御周旋致し甚々不満足のみノ致方御腹立も可有之ナレトモ、昨年ノ不漁ハ前大未門不漁ニシテたれ一人満足ナル引揚ケ致しタル者無之、物産會社なとハ貸場所賃唯壱丈収入無之よし、実ニ全嶋一般飢餓年ニ相當、然し本年ハ大漁ナラント出雇者も皆々勇み居候、本年ハ網類も古物弐ケ年も使用致し候ニ付本年ハ使用出来ズ、若し他ヘテも貸渡しノ場合ニハ、其御含ミヲ以テ御相談可然ト奉存候
○若し又貴地ニ望ミ人無之節ハ、當地ニ一期限り望ミ人有之哉も難計候段御報告致置キ候
○當地ニハ明キ場所沢山ニ御坐候、物産内保駒井益助ヲピラカ〈○ラウス方面大愷明キ場所、迚も当地ノ漁業ハ當デニナラザル事ニ付休業ノ人多く、物産平出も倒年ノ人夫半額ニ減ズ、平出も佐ノ通り非常ニ減ズ、物産鱒三千石収獲ノ込、平出八百石位ノ見込ヲ立漁業ニ無事致ベク事ニ付、憂度申上置キ候何れ其内御

拝眉ノ上萬々可申上候　早々頓首

五月十日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」722-T384）

資料十五は明治三十二年五月十日付けの書翰で、石田善吉より西澤弥兵衛宛に出されたものである。

「昨年の不漁は前代未聞の不漁で誰一人満足出来た者がなく貸場所

戸嘉七へ貸渡し仝人へ種々得促致し候得共、如何セン私し目前見ル通りノ不漁ニテ如何トも致し方無之、収獲物多少ニ不抱有之さへシレハ仝品差をさへニテも可致処唯壱本も収獲物取レズのみナラズ、青森新町ノ御人五百円出しばなし何トも自分ノ業ニテ、持あましタル次第ニテ不得止ム八月下旬頃ヨリ、米其他村費水産税迄生悉皆立替致し置キタル次第ニテ、是レハ畢竟貴家ノ場所賃も生借主方ニ掛り合不得止ム幾分出金致し居り次第ニ付、約定通り差上度ハ山々ニ有之候得共、前条ノ場合ニ付何卒十月三十日迄テ御猶豫被下度此段呉々御依頼申上候

○御尊店ニテも約定ニ基キ其レ々々御都合も可有之哉ニ考居候得共、生ニ於ても例年トハ違へ紗那留別収獲ナしニテ、貸し賣内ハ二段ニシテ唯々日々食用シル飯米ノ心配ニテ、実ニ當惑仕居候、決シテ貴殿ニ対ス何程不漁ニテも愚生引受タル以上ハ御迷惑相掛ケ申間敷候間、唯々目下ノ処金融消止ノ姿ニテ、如何トモ差操れ付難計次第ニ付、何卒特別ノ御情憫ヲ以テ宜敷願上候也、駒井益助氏も本月廿三日死亡仕候

九月廿八日　　石田善吉

西澤弥兵衛様

（「西澤文書」703-T363）

資料十三は明治三十一年九月二八日付けの書翰で、石田善吉より西沢弥兵衛宛に出されたものである。

相変らずの不漁を伝え紗那、留別の苦しさは日々の食用の飯米の心配に迄及んでいる。其の状況下に駒井益助の死亡が伝えられた。明治三十年の年末には函館で西沢弥兵衛と面談した。其の後病の床に臥したのであれば何通かの書翰に其の記述がなされた筈であるが、それがなかったということは、急に訪れた死のように思える。益助は四十一才、子は無かった。

〈資料十四〉

拝啓陳ハ當春私しノ名儀ヲ以テ場所拝借ニ付、貴殿へも一方ナラザル御迷惑相掛ケ何トモ申訳無之次第、本年中鱒七速鮭十八速ノ収獲高ニ有之、過日五洋丸へ積入鮭獲高残ラズ御尊公様へ差上是レニテ塩三十俵使用のみニ付跡ハ残ラズ其侭ニ相成居候ニ付、其れニテ御勘弁ニ預り度心得ヲ以テ、場所借主一ノ戸嘉七へも是事情咄し合致し、同人も承諾致し候ニ付兎ニ角鮭廻しニ差遣し候処、雇夫も一ノ戸嘉七へ被雇候モノゝ、給金配ル當デも無之考ノよしニ付、右品取押ラレ何程談判致しトモ不承知、依テ切払い弐百四十七円計り有之為メ、是レ幸へ雇夫中江皆々相渡しコれニテ手切致し

○本年ハ如何ナル厄災ヲ罹ル悪歳ノ年ニ可有之哉、生レをちる今日迄如斯苦心致しタル事覚ナク、三昼夜も寝床ニ付クも眠ラズ心痛致し、実ニ一増死スル方増しト被考候

○漁場貸渡し際塩俵数悉皆相改メ候処、五百〇弐俵有之内三拾俵使用致し、め方平均九貫三百十六匁壱俵平均十一貫目ニ直し、廿五俵三分六厘ニ相成可申候、當地漁況収獲佐ニ

建網四統

平出引網弐統　人数百八十人　弐百石足ラズ

小舌三統

建網三統七十人

シネウモイ小舌壱統　六十石

建網壱統　八十人

物産引網弐統　百弐十石

小舌壱統

以上是レニ準ズ

何速より何十速ノ収獲

右之通りノ収獲ニテ右三軒ノ外、雇夫切払付クモノ唯一軒も無之、貴殿御存知ノ通り鱒鮭両期勘定ノ約定ニテ、各漁舎へ通帳差出し置キ、然ルニ唯壱軒正金ヲ以テ御勘定致しモノ無之、是レハ千弐百円計りニ寝ラレ如何トモ致し方無之

○シレート漁場引受ケ損害ハ、函館蛯子ヨリ千円計りさかく金出来、併し當村

御含置キ願上候ハ借家も其侭片附もセズ、打捨是レも片附致サセ置キ候、書外ハ駒井氏ヨリ御聞取被下度候

（「西澤文書」658-T339）

資料十は明治三十年十一月二十二日付けの書翰で、石田善吉より西澤弥兵衛宛にだされたものである。

漁場にて帳場を含む六人が賭博を行い警察沙汰になったこと順調に運ばない積荷のあれこれ、その中にあって駒井益助が人夫を出してくれた事など、文末に「書外は駒井氏よりお聞取被下度候」と結んでいる。益助は昨年同様暮れには函館へ帰った。宮古へ行ったかどうかは不明である。

此の年五月一日、初代西澤弥兵衛が心臓病で急逝し実子仲次郎が襲名し二代目西澤弥兵衛となった。

＜資料十一＞

拝啓陳ハ此頃ハ一向御無信音ニ打過キ候段、平ニ御赦免被下度候、當エトロプ嶋漁況ハ大不漁、當留別及紗那如キハ丸デこなきト言フテ可然、一本二本ノ収獲ニテ雇夫ヲカリ食用ニモ足ラザル事ニテ実ニ大困却仕、海川場所トも壱本も収獲ナし、川場所如キハ網も濡サヌ者さへ有之

○別飛のボロシ是レハ一番収獲弐百速以下百束五十束七十束

○シベトロ方面ハ百石より八十石位、東浦百石より以下三十石二十石四十石弐十石十石収獲ニテ皆々御困却仕居候、右目下漁況如斯ニ御坐候

八月廿六日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」694-242）

資料十一は明治三十一年八月二十六日付けの書翰で、石田善吉より西澤弥兵衛宛に出されたものである。

この書翰には択捉での漁況について述べられている。それに依ると大不漁で留別紗那の如きはまるでなく、食用にも足りず困りきっている。藻取方面は百石より八十石の漁があった。

＜資料十二＞

拝啓陳ハ過日漁況御報知申上候後漁獲無之、紗那及當留別只壱尾ノ収獲ナしニ相定マリ、是ヨリ鮭ノ仕度ニ掛ラントスレトも前漁ハ如斯有様ニテ、日々飯米ニも食継キ兼候、方々漁業者も鱒壱期限り休業シルモノ過半有之、當村ノ不景気ハ申計るも無之、此末如何相成候哉ト考フレハ、実ニ心細キ次第ニ御坐候

○場所賃及塩代ハ九月十五日迄ニ御返金御約定ノ処、目下ノ処ニテハ如何トも致し方無之次第、税金及食物ニも差支候不始末愚店ニ於てモ現金及賃金トハ一金も見ル事難相成、誠ニ何トも申上様モ無之次第、場所借主も実ニ大困却致し居候、依テ甚々申上兼候得共、場所代及塩代金十月下旬頃迄御猶豫被下度、此段呉々御依頼申上候同期限ニ相成候ハヽ、鮭も相當ニ収獲可致哉ニ相考居候、其際ニハ正金又ハ鮭ニテ御送付申上候間御承諾被下度奉願候也

九月三日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」699-T364）

資料十二は明治三十一年九月三日付けの書翰で、石田善吉より西沢弥兵衛宛に出されたものである。

資料十一に続き漁は相変らず大不漁で好転していない、鱒漁壱期限りで休業する者も出てきた。村は不景気になり場所の借主も「実に大困却致居候」と記す十月下旬には「鮭も相当に収獲可致哉に相考居候」とこれからの漁に望をかけて支拂の延期を願出ている。

＜資料十三＞

九月廿一日出し御紙面仝廿八日相達し、拝見仕候処、兼而御約速ノ場所賃又々御請求ニ預り尤も愚生ハ借主ニテ其儀務相果し可申ハ勿論ニ候得共、其実一ノ

算スレハ、百五十一円計り干場賃相掛り、右場所ニ付弐百八十六円損害甚々気毒、全而愚生進メニヨリ漁業相営ミ今回貴殿へ渡し金ノ内百五拾七円立替貸しニ相成、私し周旋致しナカラ貴殿へ不実出キズ、不得止ム立替決算致し事ニ有之候間御推察ノ程願上候

○是レニテ不服ノかど有之哉も難計候得共、愚生任セラレタル事ニ有之充分取極メ取聚メ候間、宜敷御承諾被下度候、金員ハ貴地冨岡町拾番地蛯子謙次殿より、弐百五拾五円拾七銭御請取被下度候、尚同人江御報知可致候間御承引被下度候

○角材賣却代金ハ九月三十日期限トシテ、百石八十五円八十五石跡ハ九拾円ニ賣却致し候間、本月中取纏メ御送金可申上候間御承諾被下度候、丸太之儀ハ四尺分九十本六尺拾壱本愚生ニテ畑ニ使用ニ付、譲り受候間何卒元價ニテ願上候、塩之儀も御都合上御見込テも有之候ハヽ、現品ヲ以テ御返戻可致候間宜敷御考へ被下度候、余ハ後便ヲ以テ御報知申上候、網ノ儀も賣却方被申込候得共、直段之点ニ付不明是レハ其侭ニ致し置キ塩も買人有之、賣却致し候哉直段十一貫目ニ付七拾五銭ニ附口アリ、精々八十銭位ナラハ御相談ニ相成哉難計候ニ付、一應御問合申上候

九月十八日　　石田善吉（印）

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」653-T334）

資料九は明治三十年九月十八日付けの書翰で、石田善吉より西澤弥兵衛宛に出されたものである。

場所に関する連絡事項が種々述べられているが、「仕度を整えて七月二七日迄に投網したが此の際、駒井益助氏は五拾石の収穫であった」と書き加えられている。これは駒井に対する関心のあらわれであろう。

〈資料十〉

尚々時計雇夫ニ誂へ差上候筈、何卒御届キニ相成候ハヽ修繕冬期航海便ヲ以テ御送付願上候

拝啓陳者在擇中ハ甚々不取扱之段平ニ御赦免被下度候、就テハ貴殿出立後跡片附ニ相残し帳場之儀ハ、十七日沼田定吉方ニテ賭博致し非常ニ負ケタルよし、人ヲ以て金拾五円計り拝借ノ旨被仰越し甚々當惑仕候得共、一厘ニテも貸し不申旨相断申上候、然ル処鮭〇へ預ケ分之預り証持参致し居、右賣買致し使用可致趣キ被仰越し実ニ驚入候、小田志郎相遣し正金五円丈ケ差遣し漸々預り証丈ケ取返し候、依テ御宿丈ケハ早速御断申上候、然ルニ此日夜分帳場初メ伊藤春吉其外六人集合、公然賭博相初メ候よし、夜明ケ午前二時頃突然巡査ニ蹂込レ、直ク四名丈ケ捕博サレ四名ハ逃ケ行衛不相分候得共、探索ハ非常ニ厳重ナルニ付三名捕博致サレ、帳場ハ何れへカクレ居哉不分明ナリ、依テ仝人貴殿倉庫ノ鍵持参致し居候ニ付、此嶋ニ居ル中ハ甚々不安心ニ付、是非トモ捕博方致し呉様再三分署へ相迫り候、不得止ム仝人行家皆々ヤサガシ迄致し、探索ハ一方ナラサル厳重ニ付何れニも居ル処無之次第、不得止ム本日自首致しタルよし鍵ハ漸々取戻シ相預り居候間御安意被下度候、奴奈川丸も来着致し居候ニ付、成ベク積送り可申西堀安兵衛殿へ掛合艀船ニ積込本船迄持参致し候得共、船腹十分ニ付壱個もハイラス、不得止ム艀ニテ積戻サレ、何程談判致し候も致方無之、前条帳場混乱方々皆々様ノ心配一方ナラザル実地御推察被下度候

十一月廿二日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

賭博連類

坂本衆　帳場　高橋豊松　今岡　三蔵　桶ヤ　伊藤春吉

漁場も其侭打捨、駒井益助氏より人夫御遣シニ相成店ノ勇吉遣シ、悉皆取片附致し水戸七太夫船借受ケ分未ニ其侭漁場ニ有之侭当地へ廻船無之、依テ仝人江相當ノ廻し賃差遣しニ付、廻し方依頼致し候得共前日ノ暴風ニ付、廻船無覚束ニ付九分九厘迄失倒ノよしニテ、他ヨリ川崎船鱈釣りニ借用可致しよしニ付、

十一月廿四日　　石田善吉

西沢弥兵衛様

（「西澤文書」619-T311）

資料八は明治二十九年十一月二十四日付けの書翰で、石田善吉から西澤弥兵衛宛である。

鮭の積出しに際して陸上輸送、海上輸送両面について最良の方策を考え種々準備をしたにも拘わらず陸上輸送は突発的な事情から実行出来ず、海上は二度、三度と川崎船を差向けたが沖合迄どうにか行ってもそれ以上は行き兼、こちらも積込出来ぬ状態になり「及ぶ丈の尽力致し候へ共成らず」「駒井氏モ一方ナラザル御尽力被下宜敷御礼被成下度候」と記されている。文末に「何れ後便ニ譲ル余駒井氏より御聞取被下度候」とあるが、封筒表に「托ス駒井様ニ」とあることから益助は年末此の書翰を携えて函館に帰り西澤弥兵衛に会う事になる。

〈資料九〉

拝啓陳ハ其後一向御無信音ニ打過キ候段平ニ御赦免被下度候、実ハ貴殿御出張ニ相成候よし、中瀬氏迄御報知有之趣キ故ニ、書面差上不申不悪御承引ヲ乞就テハシレート貸借ノ件ニ付、在函中種々御依頼ニ預りかども有之候ニ付、帰島否哉期節後れニ候得共、生知人岡市ト申人ニ周旋致し、中瀬氏ト御相談ノ上、場所料鱒壱期漁(ママ)不漁ニ不抱百五十円トシレハ、若シ非常ノ不漁ニ際シレハ甚々困難ニ付、収獲高百石ニ付百五十円、百五拾石より弐百石迄弐百円、弐百石以上三百石迄弐百五十円、若し三十石～七十石より収獲無之非常損害ヲ蒙ル場合ニハ百円又ハ百廿円ニマケラレ候事、外愚生ニ御任セ被下、漁具ノ儀ハ惣而有之網類さへ有之候ハヽ間ニ合可申トノ事、依テ七月十六日より漁業仕事ニ取掛り候処、実子網ハ先年ノ分沢山ニ有之候得共、使用致様ナル品更ニ無之漁船ハ皆々有之、咄し合ノ処唯壱艘より用ニタヽズ、期節切迫ニ至り甚々困却、実子網ハ新品百五十間入使用船ハ弐艘借入、漸々七月廿七日迄ニ仕度相整へ投網致シタル次第、此際ニハ駒井益助氏ハ五拾石収獲致し居、仝日より八月廿二日迄廿三日間建網ス、惣収獲高四百石壱束収獲愚生先方へ約束シルニ中瀬ト約定通り網類さへ有之候ハヽ、跡ハ実子網及漁船何デも先年之残品充分ニ有之、言々約束致し塩之儀ハ世間振合相場ハ、鱒修業勘定拾壱貫目ニ付金九拾銭ニ取聚メ居、此倒(ママ)ニヨリ右直段ヲ以テ取聚メ是レハ生ノ塩他ヨリ委托ノ品沢山有之候得共、中瀬氏よりも折角ノ御咄しニ付勉メテ御貴殿之塩使用致サセ候間御承引ヲ乞、過日来金員持参出紗致し候得共、場所代ノ儀ニ付貴殿へ御問合之上、御送金致し度旨申居為メ送金方延引致シタル次第、先ニ中瀬氏ト御咄し合致シタル事トハ、少々相違有之哉も難計候得共、是レハ前記ノ通り期節切迫ノ折柄ラ、逸ニ中瀬君へ御問合ノ余暇無之、殊ニ仝氏より大抵ノ事ハ御任セ可申トノ御咄しニ付、愚生先談ニテ取聚メ候ニ付御承知ノ程偏ニ願上候

場所料鱒壱期四百廿一速収獲

此石七十石壱斗六升六合

此場所賃百弐拾円也

大俵塩百八拾俵

此貫目千六百五十弐貫目

十一貫目ニ直し百五十俵一分八厘

代金百三拾五円十六銭三厘

代金百三拾五円十六銭四厘

二口

合計金弐百五拾五円拾七銭

外ニ水産税及組合(ママ)費并ニ戸数割村費「鱒壱期分負擔即チ壱ヶ年惣而費用

御

在者額持之事前記ノ内実子網并漁船充分アル心得ヲ以テ、貸約定致し候処実子網極古物計りニテ用ニタヽズ、漁船ハ不足此損害先方より請求ヲ蒙り、是レハ萬不得止ム半額私弁致し、跡ハ取消し漁業中ハ惣而他人計りニ付、何一品失ヘテも不都合ニ付、店ノ勇吉シレートニ監督ニ相附ケ置キ、修業於網又ハ漁具トハ元如キ始末致サセ置キ候間御承引被下度候

○場所借人ニテも水産税及軽費戸数割村費半額仕払、外実子網漁船借賃損害加

仍テハ請金取換之期者、貴店函館表着函否ヤ、此証引換御渡可申候、仍テ為換証一札如件

明治三拾年二月十日　　紗那郡留別村三番地　　為換本人　駒井益助（印）

函館区会所町

金渡人　西澤弥兵衛殿

紗那留別村

金受取人　石田善吉殿

（「西澤文書」673-T343）

〈資料六〉

記

一金四円九拾貳銭　秋味拾九束拾五本　庫敷料

但シ個数四拾壱個也

右ハ廿九年十二月十四日ヨリ参拾年五月九日迄壱個ニ付キ一ヶ月金貳銭ツツノ割合右之通り

五月十三日　　留別村シネウシモイ　〓漁舎（印）

西澤彌兵衛殿

（「西澤文書」669-T343）

〈資料七〉

記

一金四円九拾貳銭

鮭莚包　四拾壱個六ヶ月　倉敷

但シ壱ヶ月壱個ニ付金弐銭四里

十一月ヨリ五月マデ右之通候

卅年五月十三日　　〓

〒御印代　石田様

（「西澤文書」670-T343）

資料二・三・四・六・七はいずれも秋味・鮭・筋子等の倉敷料の受取証で、〓漁舎と署名され、丸印が押されている。資料七は〓のみの署名だけで丸印は無く倉敷料関係の資料の中では此の一枚だけ書手が違う。資料五の為換証は薪材代金とある事から、海産物の販売金額ではない。此の取引も資料一と同様益助の商売であろうか。為換証の住所は留別村三番地となっている。前年の十八番地から移転したと思われる。

益助亡き後、母サタが明治三十二年十二月十四日留別村三番地より岩手県宮古に転籍していることから留別村三番地は益助の自宅住所の可能性が高い。

〈資料八〉

拝啓陳ハ残リ鮭積出し之儀ニ付、セトバモイニ置キテハ到底無覚束ト被考、依テ壱個十五銭ノ割リヲ以テ馬送致サセ、シニスモイ迄四十個丈運び置キ、然ルニ明日又々運バセ可申處帳場一件混雑折柄ラ遂ニ馬送方延引、依テ水戸七太夫及其他ヘシニスモイ廻荷方壱個七銭五厘ニテ請負致サセ置キ候共、只一日和日無之當時ニ至而ハセトハモイヘ川崎船海岸ヘ附ケ荷役致し兼候、過日〓（カネホン）鮭積出しノ際ニハ大図合船ニテ自分人夫十五名以上運（ハヒ）れ参り夜分二時頃漸々積出しニ相成、此際ニも勇吉寝ズニ附ケ置キ、シニスモイより両度川崎船差向ケ候得共海岸高浪ニテ荷役出来兼候、今回も三回迄スニシモイより川崎船差向候得共ウエンシリ沖合迄漸々参り候得共此以上迚も行キ兼候、此時もシニスモイヘ勇吉遣し寝ズニ附ケ置キ実ニ何トも當惑仕、及ブ丈ノ尽力致し候得共、セトバモイノ分丈ケ致し方無之、是レハ囲ニ致候積りニ付佐様御承引被下度候、駒井氏も一方ナザル御尽力被下宜敷御礼被成下度候、錦旗丸ヲ以テ差送りタル内庄内行弥浦行貴地蛯子行三個四十個ノ内ニ有之候間、何卒皆々木札付ニ有之分貴殿ヘ書付ニシテ相願候筈ニ付、御手数ナカラ御届ケ方御取計被下度候、倉庫ヘ入置キ漁具多少帳場私用致哉も難計、當所高橋豊松ヘ白打毛壱本プールリ付貸置キ言々分署ヘ申置キ候得共、仝漁舎ヘ聞合候得共一向不分明ノ旨申居候、何れ後便ニ譲ル、余駒井氏より御聞取被下度候

一金拾五円也　　是ハ四月三十日受取候分
　　二口
〆金四拾円也
右正ニ受取候処確実也、就而ハ請金西沢弥兵衛氏より函館表ニ於而、御受取可
被下候也
明治二十九年五月九日　　留別村字ニウモイ　駒井益助（印）
石田善吉殿
余白紙

（「西澤文書」600-T294）

資料一は、明治二十九年五月九日付けのもので、三月三十日に二十五円、四月三十日に十五円、合わせて四十円の受取証である。内容は記入されておらずなんの代金かは不明である。他の倉敷料の受取証金額と比べて多額である。倉敷料ではなく他の取引か又は〓漁場とは関係のない益助個人に関わるものかもしれない。

益助は明治二十九年六月十二日岩手県閉伊郡宮古町旧舘六番戸より紗那郡留別村十八番地に転籍している。受取証に記入されているニウモイが、自宅か店か又は漁舎かは不明である。留別には西澤商店の営業所があり、漁場・漁具・漁船の賃貸をしていて、これらの責任者が石田善吉である。だが税金などの諸経費の分担割合がきめれれていることから西澤商店の雇人ではない。（熊谷與志子「明治期函館商業史の一考察―西澤弥兵衛関係文書の紹介を中心に―」『市立函館博物館研究紀要第十三号』二〇〇三より）ちなみに明治三十五年の近江宣次の漁場免許状にはニウモイも含まれている。

＜資料二＞

記

一金八拾銭也　　秋味四拾個　　倉敷料
右ハ十一月十三日ヨリ十七日　壱期分
右之通正ニ受領候也
十一月廿日
〓漁舎（印）
〒御印　西澤彌兵衛殿

（「西澤文書」618-T312）

＜資料三＞

記

一金八拾銭也　　秋味四拾個　　庫敷料
右ハ十一月十八日ヨリ十一月廿三日迄一期分
右之通受領候也
明治廿九年十一月廿八日
〓漁舎（印）
西澤彌兵衛殿

（「西澤文書」617-T31

＜資料四＞

記

一金貳円参拾六銭　　鮭四十一個　二期分
　　筋子十弐個　三期分　　庫敷料
右之通正ニ受領候也
明治廿九年十二月廿日
〓漁舎（印）
西澤彌兵衛殿

（「西澤文書」672-T343）

＜資料五＞

為換証
一　金四拾七円也
　薪材代金之内江
右金員今回石田善吉殿ヨリ前書薪材代金ニ向テ正ニ受取為換取組候処確実也、

（五）内国勧業博覧会への出品受賞

明治二十八年七月十一日、初代弥兵衛は第四回内国勧業博覧会に塩鮭を出品して褒状を授与された。内国勧業博覧会は、明治六年オーストリアで開催されたウィーン万国博覧会に日本政府が賛同し出品したことに始り、内務卿大久保利通がわが国においても博覧会を開設する事を奏請して政府主催の博覧会として明治十年第一回内国勧業博覧会を東京上野において開催したことに始まる。其の後明治十四年第二回（東京上野公園）、明治二十三年第三回（東京上野公園）、明治二十八年第四回（京都岡崎）、明治三十六年第五回（大阪）、其の後万国博覧会となった。

第四回内国勧業博覧会は明治二十八年四月一日より七月三十一日迄開催され、出品申込点数は五、一四一点、合格数八九一点、出品人数七三、七八一人、出品点数一六九、〇九八点、出品価格九四八、五七八円、入場人員一一三六、六九五人、会期中の売上高二二四、七九七円余りとなっている。回を重ねるごとに出品人員、点数、価格ともに増大し第一回に比して第四回では出品人員約四倍強、点数約二倍、価格約三倍となっている。（『日本博覧会史』より）

受賞の褒状は額装し旅籠町の自宅居間に飾ってあったが、空襲で行方不明となった。幸運にも近所に預けられてあったので後日届けられた。現在、駒井惇助氏宅に保管されている。（写真③）

（六）初代弥兵衛と近江漁場

明治二十九年には「多額の資を要する漁場経営の中で資本家と稱する者、高城惣吉、川畑孫市、駒井弥兵衛、近江宣次」があげられている。（『北海道紗那外三郡略況』）明治二十三年択捉の景況として漁場の漁獲量が報じられた時、駒井某の名称だったのが、それ以後六年を経て資本家と云われるようになった。

近江宣次は初代弥兵衛実兄近江市兵衛の孫にあたる。市兵衛が他界した時、息子の孫之助は十七才、その孫之助は留別トシモイの漁場にて倒れ明治二十一年二十三才で没した。当時、孫之助の長男宣次は三才であった。漁場の経営は初代弥兵衛の采配で続けられたのではなかろうか。明治二十九年は宣次まだ十一才、其の後の経営も引き続き初代弥兵衛の肩にかかったものと推測する。

明治三十五年宣次十七才の時の定置漁業免許状が近江家に保管されている。宣次が十七才ともなれば留別で経営者としての実体験を積んでいたと思われるが実績はみあたらない。宣次は大正十三年三十九才で他界した。

前述の定置漁業免許状は鮭鱒についてのもので、十三通残されておりすべて明治三十五年七月一日の日付になっている。免許期間は二十年間、発行者は北海道庁紗那支庁と根室支庁の二通りで漁場実測図等も添付されている。鱒に関する免許状は六件、鮭に関する免許状は七件で、漁期は鱒が六月一日から九月十日まで、鮭は九月一日から十二月三十一日までとなっている。大正七年六月三十日に漁業権の存続期間二十ケ年の更新登録をしているものもあり、賃借権の設定をして貸し付けているもの、又抵当権の設定を登録しているものもある。図面には建物・米蔵の位置を示すものもあり、それは昭和の時代と殆ど同じ位置関係のようである。

（七）「西澤文書」にみる〓駒井漁場

「西澤文書」のなかに、明治二十九年より三十二年にかけて西澤の漁場を管理していた石田善吉と西澤弥兵衛の間で交された書翰が残されている。それらの書翰のなかには〓漁舎及び駒井益助について書かれているものがある。関係資料を時代順に追って〓駒井漁場の様子について述べていきたい。

＜資料一＞

受取証

一金弐拾五円也　　是八三月卅日受取候分

明治20～38年択捉島における鮭鱒の漁獲高及び販売額の推移（漁獲高；石　販売額；円）

	択捉郡				紗那郡				蘂取郡			
	鱒		鮭		鱒		鮭		鱒		鮭	
	漁獲高	販売額	漁獲高	販売額	漁獲高	販売額	漁獲高	販売額	漁獲高	販売額	漁獲高	販売額
20	402	804	864	3715	14837	29674	4666	20064	8559	17118	1665	7160
21	1575	3623	2019	9085	34646	7674	3354	15093	12133	2706	2245	10103
22	109	251	4954	22393	7128	1634	5307	23882	3969	9129	3044	13698
23	1522	3501	5985	26933	37537	86335	7917	35627	16174	37200	5086	22887
24	380	1254	1148	9184	4142	1366	2072	16576	2752	9081	1301	10408
25	1583	5223	2349	18792	32190	106227	7277	58216	12400	40920	3487	27896
26	560	2680	2229	18269	3732	17673	4942	40534	33038	14582	2322	19040
27	1601	5603	2459	24590	25658	89803	5919	59190	21781	76233	2214	22140
28	1028	6682	1312	18368	8700	56550	5042	70588	4278	27807	4025	56350
29	2363	17722	355	4207	34565	259237	8568	141372	30931	231982	2604	42966
30	1240	10540	390	6519	7050	59925	4752	80308	2342	19907	3232	54620
31	1314	12220	1125	20250	6750	72775	5475	98550	4932	41867	2174	39132
32	374	3740	450	8100	2200	22000	2220	39960	1611	16110	1336	24048
33	462	4643	1120	20720	2247	22582	5360	99160	1327	13336	2814	52059
34	496	5108	392	7252	3224	33207	1912	35372	2347	24174	1038	19203
35	1035	14490	429	8151	4774	66780	2353	44707	288	4432	1759	33421
36	1710	16245	900	18900	9900	94050	4200	88200	6194	58843	2461	51681
37	2250	45000	1080	36720	9000	180000	6200	210800	5899	117980	3162	107508
38	2200	45100	650	22100	11550	236775	3600	122400	8249	169104	4636	55624

『擇捉島漁業史』より作成

（三）帆船購入

明治二十四年三月十日付け北海新聞によると、初代弥兵衛は東浜町五番地藤野四郎兵衛所有の西洋形帆船喜悦丸八六トンを千五百五十円で購入している。前年の収益を考えると無理のない購入だったと思われる。

『函館市史通説編第二巻』所収の「表七－八　開拓使時代の函館定繋の西洋形帆船」に喜悦丸の名がある。それには、登簿トン数六二、船主藤野喜兵衛、船主本籍函館、製造費五千五百七十円、製造年月明治十二年七月、製造人川内の浦柳忠吉と記されている。船主は藤野喜兵衛であるが藤野四郎兵衛とは兄弟であることから初代弥兵衛が購入した喜悦丸と同船であろう。なお、喜悦丸の其の後の動静は不明だが駒井家の漁場経営を支えた二代目喜悦丸の模型は駒井惇助氏宅に保存されている。

（四）住所の変更

明治二十四年三月十日付けの北海新聞には、初代弥兵衛の寄留地は函館市天神町四十三番（現弥生町十七番地）とある。明治四十二年八月三十日付け蘂取外一村戸長役場発行の戸籍謄本によれば、明治二十六年六月十二日、初代弥兵衛は宮古町旧館二十四番戸より択捉蘂取郡蘂取村十六番地に転籍している。但し家族は函館に居住し初代弥兵衛自身も漁期以外は帰函していたと思われる。初代弥兵衛が転籍した背景には、徴兵免除を得る為の方策と云われてきた。『岩内町史』に「文豪夏目漱石岩内に置籍」の項があり、明治二十五年四月本籍を岩内町吹上町に移している。此れは当時北海道が戸主徴兵免除の時代であったからとされ、大正三年六月には東京市牛込へ転居している。徴兵令は明治六年に公布されたが、北海道は明治二十二年一月より函館・江差・福山に、二十九年一月より渡島・後志・胆振・石狩に、三十一年一月より手塩・日高・十勝・釧路・北見・根室・千島において実施された。

三　択捉漁業と駒井家

「庚申万延元年蝦夷地恵戸呂府御領分御引受留」（『エトロフ島―つくられた国境』所収）に依ると宮古からの出稼人は他の蝦夷地・松前・箱館を抜いて際立っている。万延元年（一八六〇）初代弥兵衛の実兄近江市兵衛は十八才、弟源蔵（初代弥兵衛）は十四才である。実父近江亦助がどの様な規模の漁業を行っていたかは不明だが、少なくとも宮古湾での漁業者間の情報はいち早く届いていた筈である。それが刺激となって、まず兄の市兵衛が択捉へ行き弟源蔵が後を追ったと考えられる。

初代弥兵衛の択捉に於ける漁場での働きについては残る資料が極めて少い。明治十五年初代弥兵衛が本家から分家した後、身内を択捉で失い、実家近江家、駒井本家に深く関わるようになった。初代弥兵衛の択捉での漁場経営の中心は、創業時は留別と云われていたが明治二十六年以後は蘂取であろう。「西澤文書」からは留別での漁場経営についてうかがい知る事が出来る。少ない資料を繋ぎ合せ、又留別での状況も加味して初代弥兵衛の漁場経営の輪郭に近づきたい。

（一）創業期の様子

『北海道信用録』に初代弥兵衛が開業した年は明治二十年となっている。その創業期における様子について述べておきたい。

岩手縣陸中国東閉伊郡宮古村駒井弥兵衛、明治二十年九月　四日千島国紗那郡留別村字シネウスモイ沖合ニ難破船アル　ヲ認メ、船頭近江卯之松外弐拾壱名ト共ニ、青森縣平民又　出長吉外六名ヲ救助候段、奇特ニ候事

（駒井惇助氏所蔵）

これは前年の難破船救助に対して、明治二十一年九月二十六日付けで北海道庁長官永山武四郎から授与された賞状の文面である。（写真②）

船頭近江卯之松は初代弥兵衛の異母弟にあたる。又其の弟の近江亥之助も初代弥兵衛に協力救助にあたった。亥之助にも同じ賞状が授与され、函館在住の近江家に伝えられている。卯之松は其の後も船頭として初代弥兵衛のもとで働いたが、明治二十三年に三十五才の若さで紗那に没した。

この頃の漁場の様子について、明治二十年九月十日付け函館新聞に「紗那から匿名の通信があり、留別振別老門三ヶ村で本年収穫された鱒の収穫量五千石余り漁夫一六三人なり」という記事がある。函館の経済界にあっては日頃より択捉の漁獲高は関心事の一つであろう。この記事もそういった関係から掲載されたと思われ、情報手段が限られていたこの時代においてこのような新聞情報が相場などに影響を与えたのだろう。此の五千石は『擇捉島漁業史』の記述と比べて少ない。（紗那一四八三七石、蘂取八五五九石）鱒の漁獲量は年によって大きな差がある。その点については表を参考にしていただきたい。

（二）択捉の景況

明治二十三年十一月二十九日付けの北海新聞に次の記事が載った。

「去る二十一日錦城丸（平出喜三郎持船）にて来函した人から聞く本年は気候例年に比して頗る暖かく一般人気は鱒に引続き鮭の大漁なりと、収穫高は栖原角兵衛氏一万石（附属漁場を合せ）三上保五郎氏三千七百石、駒井某千九百石、其の他の漁業家二千五百石合計一万八千石と見て大差なし、各地の不漁を見込みて悉、皆輸出する筈なれば囲鮭は恐らく一尾もなかるべし」　明治二十年前後は百石が四百円から六百円なので初代弥兵衛としては七千六百円から一万一千四百円の収益を得た事になる。加工することで価値も上がり各地の不漁とあるから一層の高値が期待出来たであろう。明治二十二年仲浜町で海産物・米穀・雑貨をあつかっていた平出喜三郎が初めて汽船を所有し翌二十三年に択捉で漁業を開始している時期でもある。

藏の長女タミの出生から推測して明治十二年前後と思われる。この婚姻により、源藏は近江姓から駒井姓となり、改名して初代駒井弥兵衛を名乗るようになったようだ。

本家の婿養子となった源藏（初代駒井弥兵衛）は明治十五年十二月二十六日、駒井本家より分家した。分家の理由は詳らかではないが、明治十四年実父近江亦助が死去し、明治十五年実兄近江市兵衛が死去して、近江家は実力者不在となった。方や駒井家には源七・益助親子の存在があり、初代弥兵衛は実家近江家を支えるためにも分家の立場になった方が自由に行動できると考え、周囲も認めての分家だったと思われる。この時点から源藏（初代駒井弥兵衛）は、近江、駒井両家に関わっていく事になる。因にマツの父弥助と源藏の父亦助は異母兄弟で、マツと源藏はいとこ同士にあたる。

初代弥兵衛の人物像については『北海道立志編第二巻』に「困苦能く難に堪へ辛酸克く其の煩に忍び温厚篤実毫も人の過失を咎めず細心翼々として深く己れの及ばざるを恐れるの処殆んど君子人の風ありと云う」とあり、また『擇捉島漁業誌』には「氏は風骨逞しく膂力衆に優れたる一面 情愷に厚く部下を愛しよく長者の風を存し……」とある。創業時のなみなみならぬ苦労が周囲をしてこの様に言わしめた人物形成となったのであろう。

初代弥兵衛は大正十年十二月二十三日函館市旅籠町七十九番地（現弥生町十四番地）の自宅で永眠、享年七十五才であった。択捉の蘂取と、宮古市善林寺墓地にある駒井本家の墓に分骨し、東本願寺函館別院船見支院墓地に眠る。自宅は昭和二十年七月十四日、十五日の函館空襲で蔵を残して焼失した。

二　択捉と宮古の関係

五代目駒井益助の書き残した覚書にある「市兵衛北海道擇捉にて漁場開拓」と重ね合せて推測するに、初代駒井弥兵衛は万延元年（一八六〇）頃、函館で海産物を扱っていた叔父源七の家業を援けながら、のち知人らとともに樺太漁業に携わり、文久三年（一八六三）頃、十七才で択捉に渡り栖原角兵衛氏の漁場で働いたようである。実兄近江市兵衛の択捉での漁場開拓が刺激となって択捉へ行ったと思われる。明治十年（一八七七）頃、三十才で独立、留別のシネウシモイ漁場を直営し、カムチャツカ漁業、北見枝幸の鰊場経営とその経営を広げていった。

択捉の事業は年々拡充し蘂取・紗那・留別に計三十数ヶ統のサケ・マス定置漁業を経営するに至り、駒井家の基礎を確立した。駒井一族が択捉に出かけて行った背景には次の様な事柄が察せられる。

『エトロフ島―つくられた国境』に次のような事柄が書かれている。文化九年（一八一二）ロシア船によって捕えられた高田屋嘉兵衛の観世丸には南部働人が三十七人乗っていたと云う。文政十三年（一八三〇）択捉の蘂取で病死した番人久兵衛は奥州南部宮古出身の番人であり、伊達林右衛門の天保十三年（一八四二）の日記（『松前町史史料編第三巻』所収）にも択捉漁方支配の周吉なる者が在所南部宮古へ行くという記事がみられ、その役名からすれば宮古周辺で出稼者を集めていた人物であろうと『エトロフ島―つくられた国境』に記されている。宮古から択捉への出稼者は三陸海岸での漁法を生かしたものだと思われるが、「庚申万延元年蝦夷地恵戸呂府御領分御引受留」（内閣文庫所蔵（『エトロフ島―つくられた国境』より）に記されている「支配人・番人稼方名前書」の択捉出稼者出身地を見ると、八十七名のうち実に宮古出身者は三十二名で他の松前・箱館・佐井・大間を抜いて南部宮古が目立っている。

早くから南部宮古の出身者は択捉へ出かけ、この様な環境の中で松前・箱館・択捉などの情報を知る機会に恵まれていたと思われる。この様な状況のなかで、漁場の経営や海産物販売の経営に自ら乗り出す者もいたと思う。初代弥兵衛が勇躍北辺の海へ乗り出す背景には以上の様な事情があったと思われる。

此の様な状況下にあって藻取、紗那に於いて初代弥兵衛はどの様な漁場経営を行っていたのか、「西澤文書」「酒谷家資料」を通して初代弥兵衛と択捉の関係を中心に探っていきたい。

一　初代駒井弥兵衛の生い立ち

初代弥兵衛は弘化四年（一八四七）五月十五日近江亦助、サキの四男として陸奥国閉伊郡磯鶏村（現岩手県宮古市）に生れ、名を源蔵という。家は代々呉服太物を商っていたが、父亦助の代になり呉服太物商のかたわら漁業を営むようになった。初代弥兵衛の事蹟は『北海道立志編第二巻』『開道五十年記念北海道』『択捉島漁業誌』に述べられているが、事蹟内容の正確な年代や詳細は掴み切れない。『北海道立志編第二巻』によると「叔父駒井氏（源七）深く氏を（弥兵衛）愛し遂に之を乞ふて氏を養ふて嗣子と為す駒井氏夙に本道海産の販売に従事して函館に在り氏養はれて叔父の家業を援け大に成すあらんを期す偶々知人福田某等両三名サガレン（樺太の古称）漁業の有望なるを説き氏等と協同之に従はんを奨む……後福田氏等と相ひ分離するや氏独立自営一事毫も誤らす年と共に斯業の盛運を来し……」とある。

また『択捉島漁業誌』によると「初代弥兵衛は十七才渡島して先々代栖原氏の漁場に奮闘の一頁を開けり明治十年独立して留別シネウシモエ漁場を直営し爾来或は勘察加漁業に出漁し或は北見枝幸の鰊場経営等に染手せるが択捉島の事業は逐年拡充して駒井家の基礎を為せり」とある。

駒井家の先祖は近江国（現滋賀県）より宮古へ来たと云うだけであとはまったく分らなかったが、最近になって宮古市に住む、駒井　博氏が所有する氏の祖父五代目益助氏が書き残した覚書に依って、初代平兵衛が宮古へ来てからの様子を概ね知る事が出来た。其の覚書については、養子に入ったり分家したり同族内での婚姻と、やや複雑なので系譜を作成し説明を付け加えたい。（「駒井・近江家系譜」参照）

駒井本家の祖となる平兵衛が近江国高島郡木津村（現滋賀県高島市）より陸奥国宮古（現岩手県宮古市）へ来たのは安永期（一七七〇年代）と思われる。『近江商人と北前船』によれば、慶長十五年（一六一〇）近江高島より村井新七が盛岡に進出した。村井新七は岸和田城主浅井氏の九男であったが病のため武士を捨てた。丁度南部藩二十七代藩主南部利直は都市機能優先の街づくりを始め、商人町を作り上方の商人達を優遇していた。新七は土地を与えられ、ここが郷里からやってきた人の草履脱ぎ場となって、盛岡を中心とする東北での近江商人の活躍がはじまった。新七は近江屋を屋号とした。その後分家・別家が増えていき、その中の井筒屋などが知られるようになっていった。旧南部藩領内には駒井姓を名乗る商人も多くいるが、宮古を例にとると、駒井姓を持つ商人のなかには「近治」（家印△）「近七」（家印△）などの近江を意識した屋号をつけている。駒井本家の屋号は平兵衛に因んで「近平」（家印△）といわれた。平兵衛の出身地からも盛岡城下や三陸海岸方面へと移住したものもいたと思われ、平兵衛もその内の一人で、宮古へ移住して来たものと思われる。平兵衛がどの様な目的で宮古へ来たかは今となっては知る由もないが、宮古の港としての繁栄もあったのではないか。

平兵衛には子供がなかったため、故郷の近江より甥の友吉を呼び寄せた。其の後、実子源兵衛が生れたので友吉は分家し呉服商、米穀商に従事した。その後源兵衛に源七（戸籍上の名は平兵衛）とリセが生れ、分家友吉に弥助が生れた。やがて本家の娘であるリセと分家の弥助が結婚、この夫婦にマツという娘が生れた。マツは五才の時に母リセを九才の時に父弥助を相ついで亡くした。駒井本家の叔父源七は分家を廃しマツを養女とした。分家の弥助が亡くなった翌年源七に長男益助が生まれた。「西澤文書」に出てくる駒井益助である。分家の友吉には身重の妻キヨと離別した過去があり、キヨは実家に戻り亦助を生んだ。亦助は実父友吉が近江出身であることからそれに因み新たに近江姓を名乗った。この近江亦助の息子源蔵は、叔父源七の望みにより本家の養女となったマツの婿養子となった。婿養子になった時期は源

択捉漁業と駒井漁場

駒井　麗子

はじめに

平成十三年度市立函館博物館ワークショップ（通年講座）としての「古文書調査講座」が開講された。古文書の取り扱い、整理、解読について受講出来ることから早速参加した。

古文書について種々説明を受けた後、整理作業中であった館所蔵の「西澤弥兵衛関係文書」（以下「西澤文書」とする）を参考資料として講義を受け、引続き同じく館所蔵の「酒谷家資料」の整理、解読を行う事となった。

講座参加の理由は、古文書に接する事で解読能力を高め郷土史を知り、また個人的関心事である択捉の駒井漁場についての関連資料に出会う機会を期待していたからである。その機会はすぐに訪れた。択捉漁場の経営を行っていた初代駒井弥兵衛（以下初代弥兵衛とする）の関連資料に出会う事になる。その資料は「酒谷家資料」の中の明治三十五年九月一日付けの「貸付金証」である。この資料には初代弥兵衛が支払いの延期を貸し主の酒谷長一郎に願い出ていることが書かれていた。一代で財をなしたとされてきた初代弥兵衛が、資金に苦労している一面を垣間見た。

間もなく「西澤文書」の整理作業が終了し文書の一覧表が『市立函館博物館研究紀要第十三号』に掲載された。西澤弥兵衛は幕末に来箱し、沖船頭から身をおこし末広町に平（イチヤマジュウ）の看板をかかげ、米穀・酒・塩・海産物・雑貨・荒物等を商い、のち経営の中心を道東や択捉に移し、択捉の漁場経営に携わった人物である。

初代弥兵衛は択捉で漁場経営をしており、西澤弥兵衛とは同業者である。「西澤文書」を見ていくと初代弥兵衛の経営実態を示す文書は見当らないが、姻戚関係にあたる駒井益助（本家）の名前が出てくる書翰類や、駒井家や姻戚関係の近江家が使用した家印 ⊠（イチマス）が書かれた文書も確認できた。文書に押印された直径三センチの丸印には「択捉⊠紗那郡留別村字スニウシモイ」（写真①）と刻まれていて、留別での漁場経営の一端を知ることができた。家印については、宮古市の駒井本家の墓石に〆（ヤマニボシ）が刻まれているが、函館東別院船見支院の駒井家（分家）の墓石には⊠が刻まれている。択捉蘂取に残っていた墓の台座にも⊠が刻まれていることを、駒井惇助氏が北方四島墓参団に参加して確認している。

もともと⊠は近江家の家印であったことから考えると、後進の初代弥兵衛が択捉で漁業活動をする上で、〆より⊠の方が優位にはたらいたのではなかろうか。初代弥兵衛は近江家の出身で、実兄市兵衛亡き後、近江家の漁場に関わることもあり⊠を初代弥兵衛自身のものとしたのも自然の成り行きであったと思われる。

留別シネウシモイに独立したといわれる初代弥兵衛が、明治二十六年宮古より蘂取に転籍したのは漁場の中心が移っていたからではないか。

『北海道紗那外三郡略況』に「本島ノ収穫ハ皆函館ニ持去ラレ其の金員モ凡ソ函館ハ七分弱ニシテ本島ニ入ルハ三分強ニ過ギズ」とある。エトロフの漁業者は大方函館近辺に居住した事から漁場への仕込に始まり出稼人への手配と其の経済活動は択捉と密接な関係にあったといわれている。事実駒井家もそうであった。

市立函館博物館　研究紀要　第17号
2007年３月31日　発行

編集・発行　市　立　函　館　博　物　館
〒040-0044　函館市青柳町17－１(函館公園内)
TEL　0138-23-5480　FAX　0138-23-0831
印　　刷　(株)プリントハウス
〒040－0022　函館市日乃出町23－17
TEL　0138－54－1551　FAX　0138－54－1513

BULLETIN

OF

HAKODATE CITY MUSEUM

No. 17

CONTENTS

Preface

MICHIO SATO: "Where was first the Lilac planted in Hokkaido islamd "

MASASHI FUJITA:"Classification and meaning of excavation material at the first point in Tachikawa ruins"

RAIKO KOMAI: "Fishery in Etorofu and the manaegement of Komai-Fishery Company

2007

Publisher : Hakodate City Museum
17-1, Aoyagi-cho, Hakodate, Hokkaido, Japan 040-0044
Phone 0138-23-5480 Fax. 0138-23-0831